

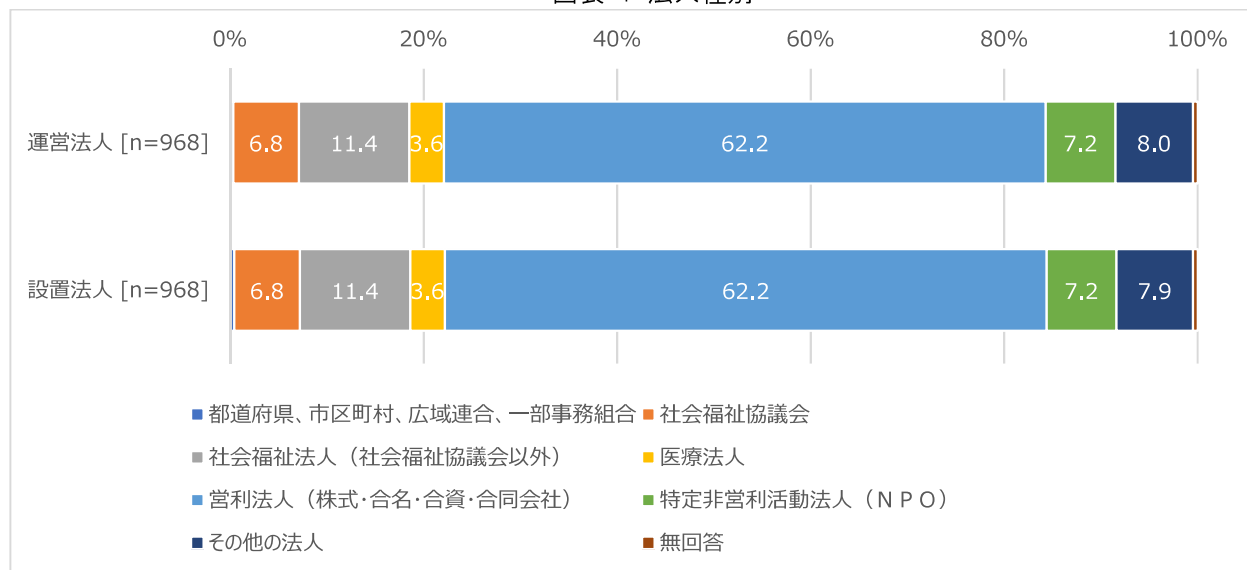
2 訪問系サービスの支援の実態調査

(1) 事業所の基本情報

①法人種別

法人種別は、運営法人、設置法人とも、「営利法人（株式・合名・合資・合同会社）」が62.2%と多くなっている。

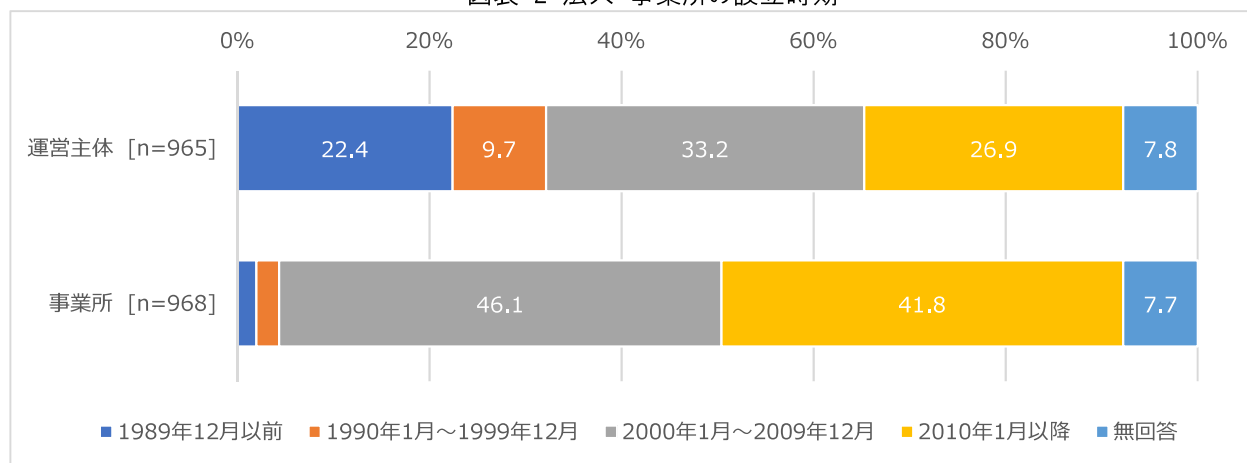
図表 1 法人種別



②法人・事業所の設立時期

運営主体の法人設立時期は、「2000年1月～2009年12月」が33.2%、「2010年1月以降」が26.9%、「1989年12月以前」が22.4%となっている。また、調査対象事業所の設立時期は、「2000年1月～2009年12月」が46.1%、「2010年1月以降」が41.8%となっている。

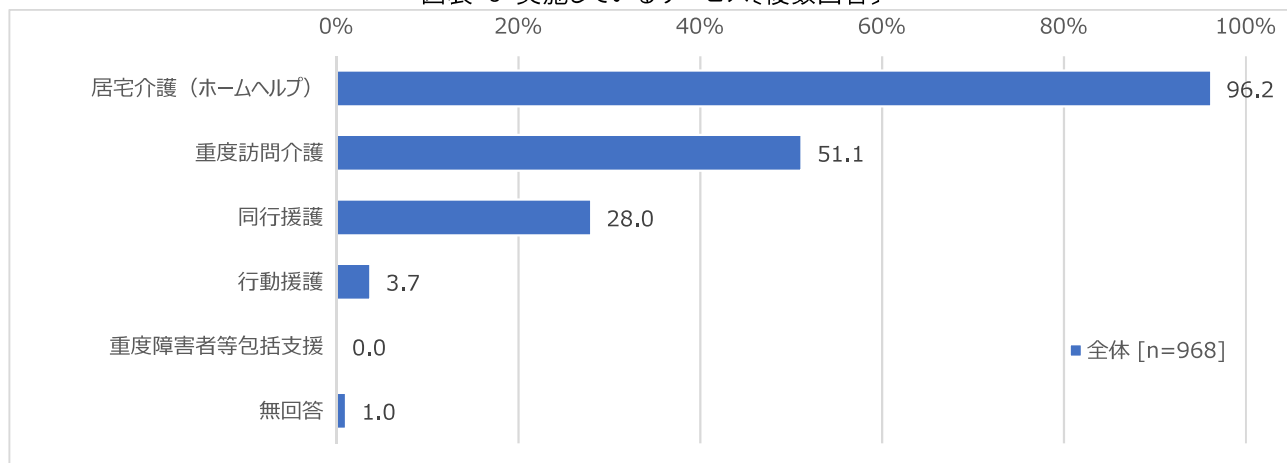
図表 2 法人・事業所の設立時期



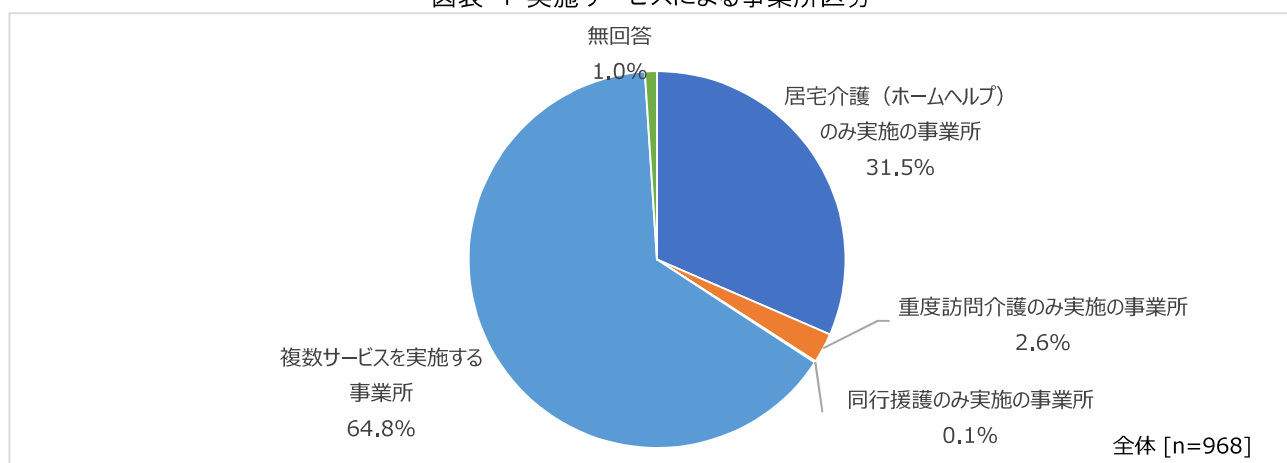
③実施しているサービス

事業所で実施しているサービスは、「居宅介護（ホームヘルプ）」が96.2%とほとんどの事業所で実施している。「重度訪問介護」は51.1%、「同行援護」は28.0%、「行動援護」は3.7%の事業所が実施している。なお、サービスの実施状況で事業所を区分すると、複数サービスを実施する事業所は64.8%、「居宅介護（ホームヘルプ）」のみを実施している事業所（重度訪問介護等を実施していない）は31.5%となっている。

図表 3 実施しているサービス〔複数回答〕



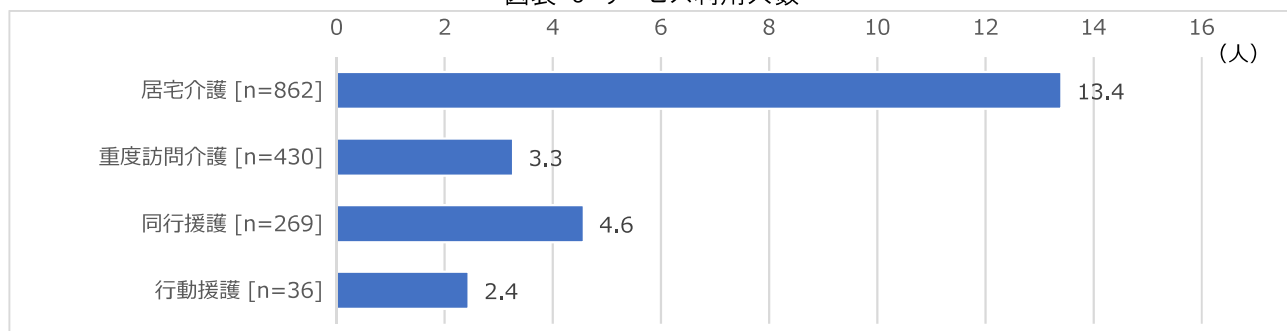
図表 4 実施サービスによる事業所区分



④サービス利用人数

事業所で実施している各サービスについて、サービス利用人数（実人数）を聞いたところ、居宅介護は1事業所あたりの平均で13.4人、重度訪問介護は3.3人、同行援護は4.6人、行動援護は2.4人となっている。

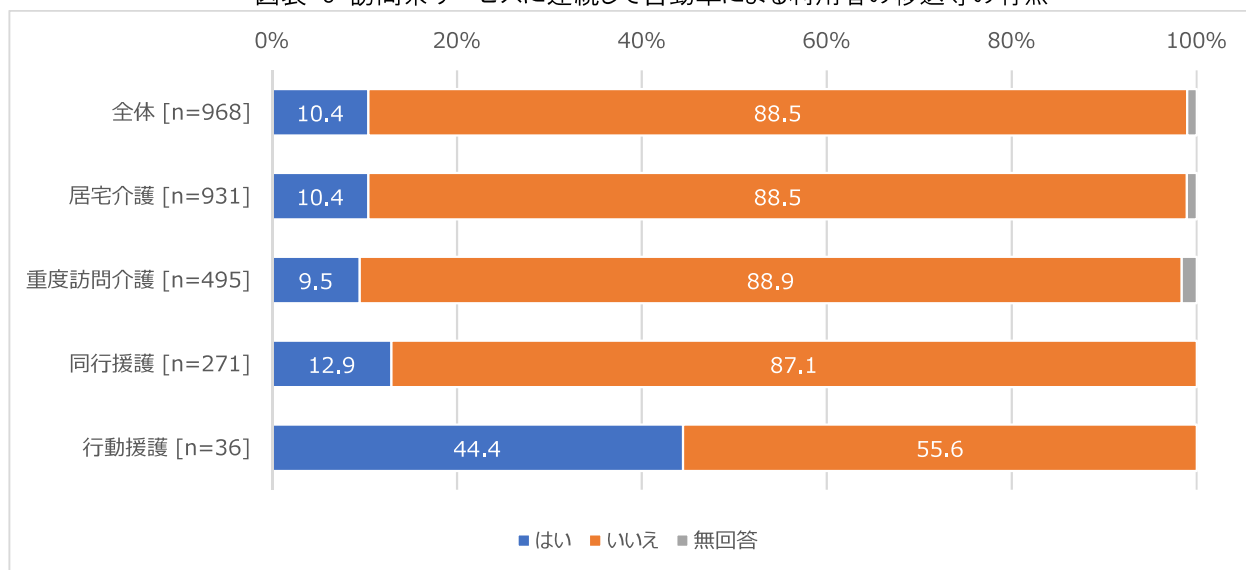
図表 5 サービス利用人数



⑤訪問系サービスに連続して自動車による利用者の移送等の有無

事業所に、訪問系サービスに連続して自動車による利用者の移送等を行っているかどうかを聞いたところ、「いいえ」が88.5%と多く、「はい」は10.4%となっている。

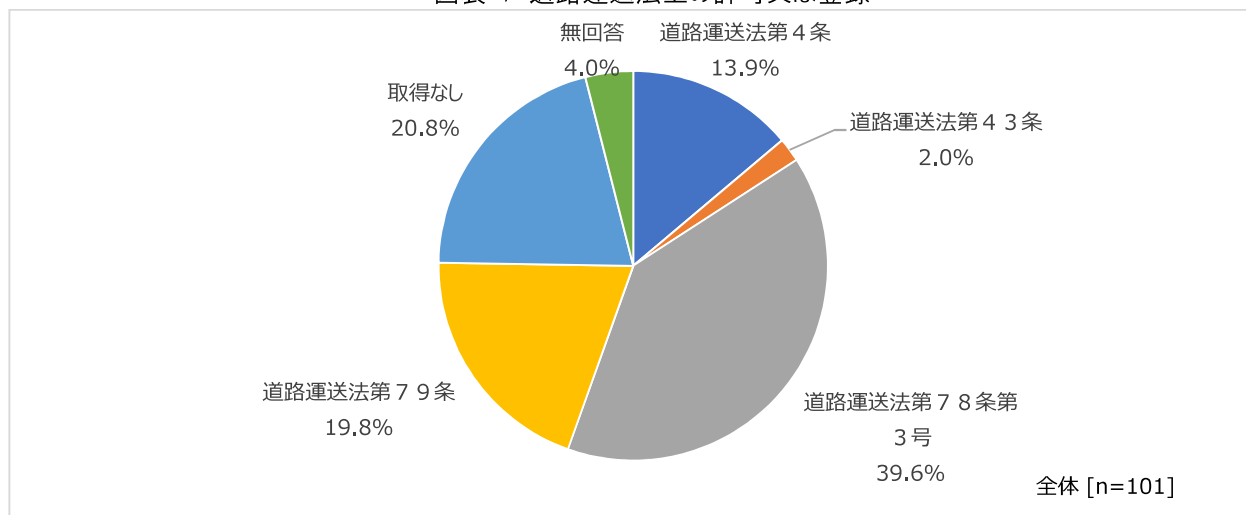
図表 6 訪問系サービスに連続して自動車による利用者の移送等の有無



⑥道路運送法上の許可又は登録

訪問系サービスに連続して自動車による利用者の移送等を行っていると回答した事業所に、道路運送法上の許可又は登録について聞いたところ、「道路運送法第78条第3号」が39.6%、「道路運送法第79条」が19.8%、「道路運送法第4条」が13.9%、「道路運送法第43条」が2.0%となっている。「取得なし」は20.8%となっている。

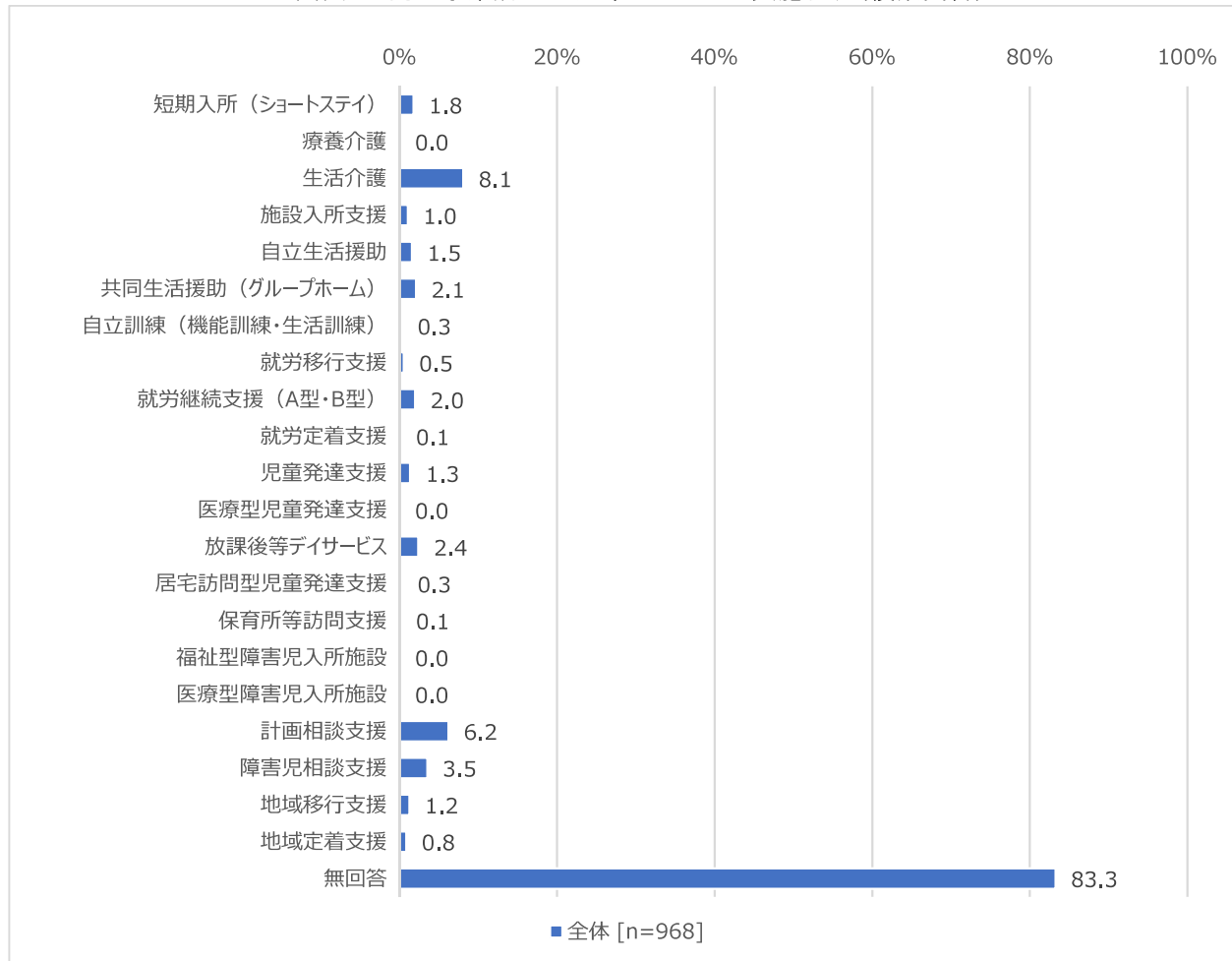
図表 7 道路運送法上の許可又は登録



⑦同一事業所における他サービスの実施状況

同一事業所における訪問系以外のサービスの実施状況について聞いたところ、実施をしていない事業所（無回答）が83.3%と多くなっている。実施しているサービスとしては、「生活介護」が8.1%、「計画相談支援」が6.2%等となっている。

図表 8 同一事業所における他サービスの実施状況〔複数回答〕



(2) 人員配置と加算の算定状況

①事業所全体の職員数

事業所全体の職員数について聞いたところ、平均で常勤のサービス提供責任者2.4人、ヘルパー2.4人、事務員その他0.9人、非常勤（常勤換算）のサービス提供責任者0.2人、ヘルパー4.6人、事務員その他0.2人となっている。職員合計で1事業所あたり10.7人（常勤5.7人、非常勤（常勤換算）5.0人）である。

図表 9 事業所全体の職員数

(平均値；人)	全体		
	常勤 [n=904]	非常勤（実人数） [n=904]	非常勤（常勤換算人数） [n=904]
サービス提供責任者	2.4	0.4	0.2
ヘルパー	2.4	13.4	4.6
事務員その他	0.9	0.5	0.2
合計	5.7	14.3	5.0

②事業所全体の職員の平均勤続年数

事業所全体の職員の平均勤続年数を聞いたところ、平均で常勤7.3年、非常勤6.3年となっている。

図表 10 事業所全体の職員の平均勤続年数

(年)	全体	
	常勤 [n=828]	非常勤 [n=828]
平均値	7.3	6.3

③事業所全体の職員の離職率

事業所全体の職員の離職率を聞いたところ、平均で常勤7.1%、非常勤11.2%となっている。

図表 11 事業所全体の職員の離職率

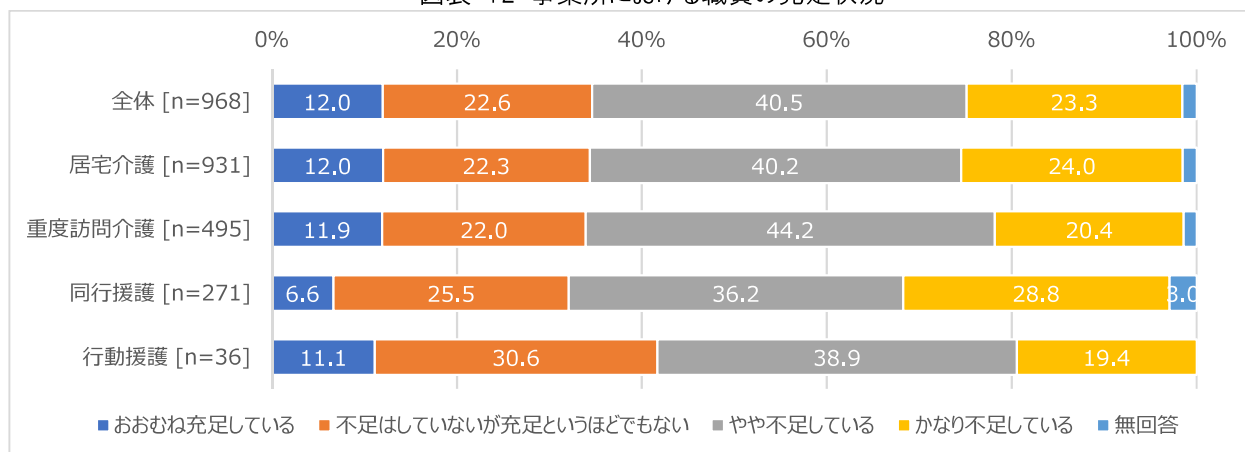
(%)	全体	
	常勤 [n=848]	非常勤 [n=848]
平均値	7.1	11.2

※離職率の算定式：過去1年間に退職した人数÷過去1年間に在籍していた実人数×100

④事業所における職員の充足状況

事業所における職員の充足状況は、「やや不足している」が40.5%、「かなり不足している」が23.3%となっており、不足している事業所が多くなっている。

図表 12 事業所における職員の充足状況



⑤資格等に該当する職員数

事業所で資格等に該当する職員の実人数を聞いたところ、サービス提供責任者で介護福祉士が平均2.2人、同行援護従業者養成研修応用課程修了者が0.6人等となっている。ヘルパーでは介護福祉士が平均5.0人、居宅介護職員初任者研修課程修了者が4.7人等となっている。

事業所の職員数（実人数）と比較すると、介護福祉士については、サービス提供責任者（実人数平均2.8人）で約8割、ヘルパー（実人数平均15.8人）で約3割の保有率となる。

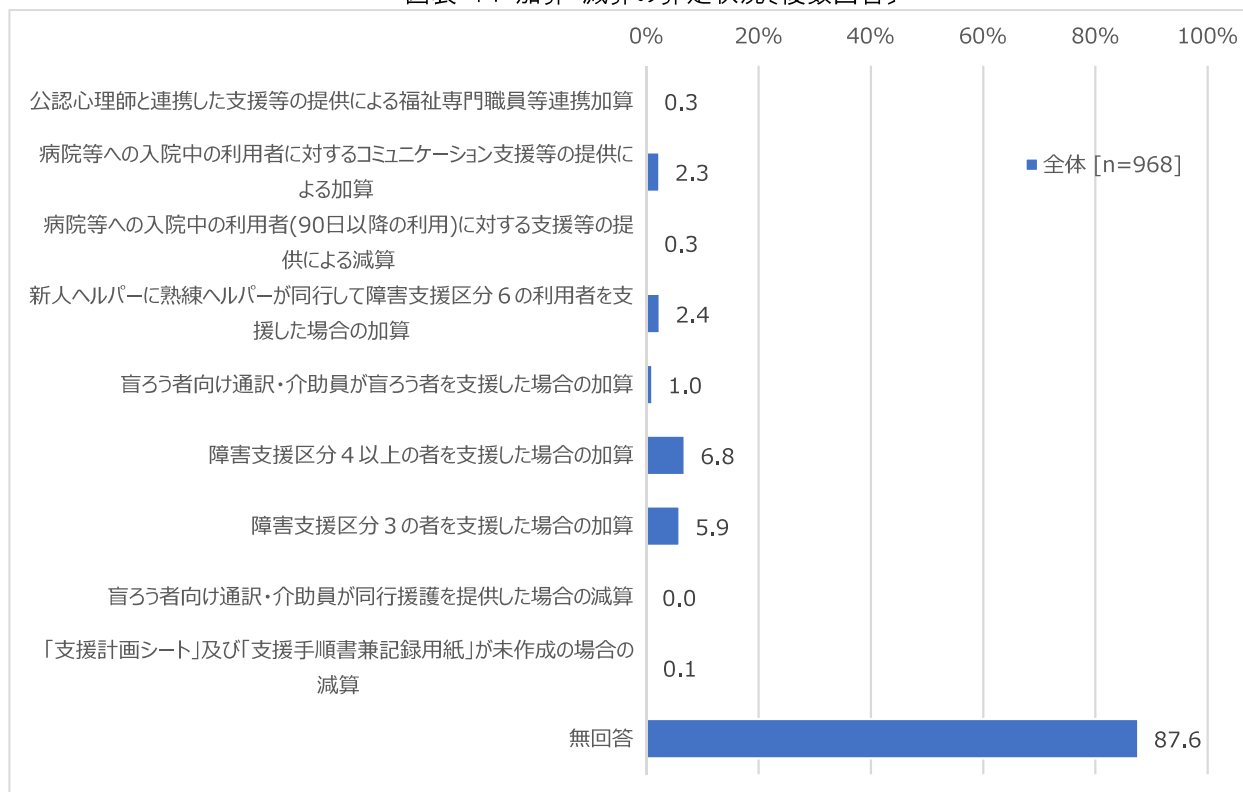
図表 13 資格等に該当する実人数

(平均値 ; 人)	全体	
	サービス提供責任者 [n=968]	ヘルパー [n=968]
介護福祉士	2.2	5.0
実務者研修修了者	0.3	1.4
居宅介護職員初任者研修課程修了者	0.2	4.7
介護職員基礎研修修了者	0.2	1.1
重度訪問介護従業者養成研修修了者	0.1	0.5
同行援護従業者養成研修応用課程修了者	0.6	0.6
同行援護従業者養成研修一般課程修了者（盲ろう者向け・通訳介助員を含む）	0.5	1.2
行動援護従業者養成研修課程修了者	0.1	0.1
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者	0.0	0.0
喀痰吸引等研修修了者	0.5	1.0

⑥加算・減算の算定状況

各種加算・減算の算定状況について聞いたところ、算定のない事業所（無回答）が87.6%となっている。算定のある加算については、「障害支援区分4以上の者を支援した場合の加算」が6.8%、「障害支援区分3の者を支援した場合の加算」が5.9%（いずれも同行援護の加算）等となっている。

図表 14 加算・減算の算定状況〔複数回答〕



(3) 居宅介護のサービス提供状況等

以下は居宅介護を実施している事業所に、居宅介護のサービス提供状況等を聞いたものである。

①居宅介護サービスの実利用者数

居宅介護サービスの実利用者数（令和2年4月～7月の利用者）は、1事業所の平均で17.1人となっている。うち、同一建物に居住する者は平均で0.8人となっている。

図表 15 居宅介護サービスの実利用者数

(平均値；人)	全体 [n=873]
居宅介護サービスの実利用者数（合計）	17.1
うち、同一建物に居住する者	0.8
うち、条件（イ）に該当する者	0.5
うち、条件（ロ）に該当する者	0.2
うち、条件（ハ）に該当する者	0.0

条件（イ）：居宅介護事業者と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者

条件（ロ）：「居宅介護事業者と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物」以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）

条件（ハ）：居宅介護事業者と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合）

②居宅介護計画の作成件数

居宅介護計画の作成件数（令和2年7月分）は、1事業所の平均で7.3件となっている。うち、サービス提供責任者であり、かつ、居宅介護職員初任者研修課程修了者であって、3年以上の介護等の業務に従事した者による作成件数は5.4件となっている。

図表 16 居宅介護計画の作成件数

(平均値；件)	全体 [n=873]
居宅介護計画の作成件数（全体）	7.3
うち、条件（二）に該当する者が作成したもの（合計）	5.4
うち、居宅における身体介護に関するもの	2.8
うち、通院等介助（身体介護あり）に関するもの	0.6
うち、家事援助に関するもの	2.7
うち、通院等介助（身体介護なし）に関するもの	0.2
うち、通院等乗降介助に関するもの	0.1

条件（二）：サービス提供責任者であり、かつ、居宅介護職員初任者研修課程修了者（介護職員初任者研修課程修了者や旧2級ヘルパーを含む）であって、3年以上の介護等の業務に従事した者

③初任者研修課程修了者作成減算が適用されている利用者数（実人数）

初任者研修課程修了者作成減算（初任者研修課程修了者が作成した居宅介護計画に基づきサービス提供した場合に、10%報酬が減算されるもの）に関し、減算が適用されている利用者数（令和2年7月分の実人数）を聞いたところ、全体で利用者数の回答は14人、1事業所あたりの平均では0.02人となっている。（なお、減算適用利用者数の回答のあった事業所は3/873事業所（0.3%）である。）

図表 17 初任者研修課程修了者作成減算が適用されている利用者数（実人数）

(人)	全体 [n=873]
平均値	0.02

(4) 重度訪問介護に従事する職員の夜勤に関する状況等

以下は重度訪問介護を実施している事業所に、職員の夜勤の状況等を聞いたものである。

① 重度訪問介護に従事する職員数、サービス提供時間

重度訪問介護を実施する事業所に、令和2年9月1日（火）8時から翌8時までの1日における利用者数、従事する職員数、サービス提供時間について聞いたところ、1事業所あたりの平均で、8時～18時の時間帯では実利用者数1.2人、延べ職員数1.5人、延べ時間数283.9分（4.7時間）となっている。18時～22時（夜間）では、実利用者数0.8人、延べ職員数0.9人、延べ時間数111.5分（1.9時間）、22時～翌8時（深夜・早朝）では、実利用者数0.6人、延べ職員数0.6人、延べ時間数188.8分（3.1時間）となっている。

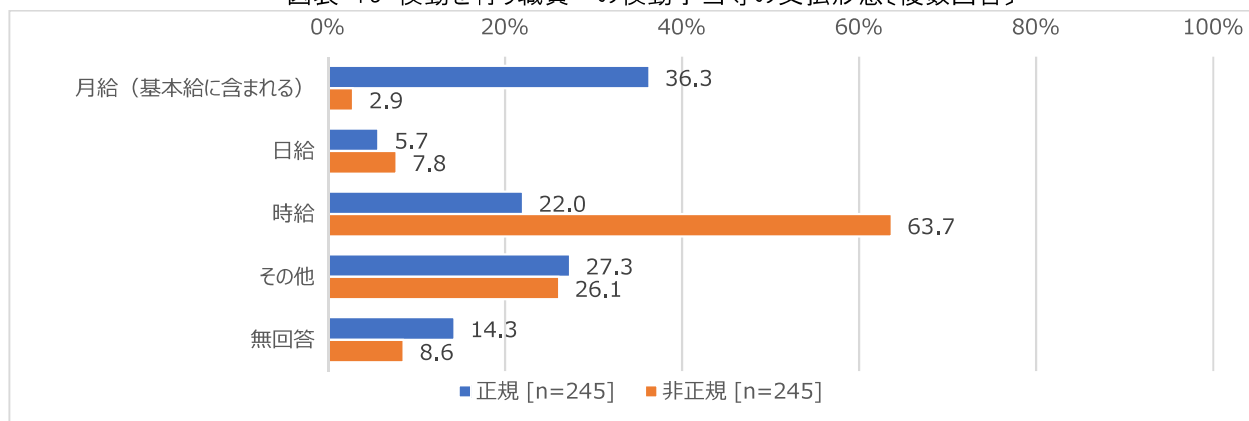
図表 18 重度訪問介護に従事する職員数、サービス提供時間

(平均値)	全体		
	利用実人数 (人) [n=465]	延べ従事職員数 (人) [n=465]	延べ時間数 (分) [n=465]
8時～18時	1.2	1.5	283.9
18時～22時（夜間）	0.8	0.9	111.5
22時～翌8時（深夜・早朝）	0.6	0.6	188.8

② 夜勤を行う職員への夜勤手当等の支払形態

夜勤を行う職員への夜勤手当等の支払形態について聞いたところ、正規職員では、「月給（基本給に含まれる）」が36.3%と多くなっている。非正規職員では、「時給」が63.7%と多い。

図表 19 夜勤を行う職員への夜勤手当等の支払形態〔複数回答〕



※重度訪問介護の夜勤を実施している事業所に限定して集計している（以下同様）

③ 夜勤を行う職員への夜勤手当等の額

夜勤を行う職員への夜勤手当等の額について、「月給（基本給に含まれる）」以外の場合の1人1回あたりの金額を聞いたところ、正規職員、非正規職員のそれぞれの平均で、日給およびその他では5～6千円程度、時給では2,200～2,500円程度となっている。

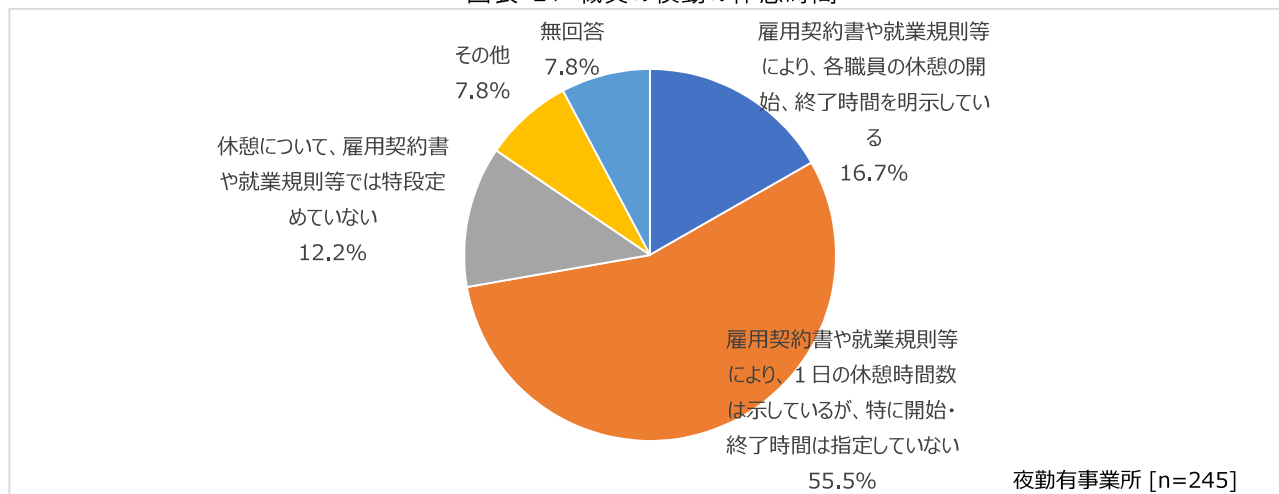
図表 20 夜勤を行う職員への夜勤手当等の額

(円)	日給 [n=14]	時給 [n=23]	その他 [n=44]
正規 手当額（平均）	5,235.7	2,500.2	5,691.2
(円)	日給 [n=14]	時給 [n=89]	その他 [n=42]
非正規 手当額（平均）	6,935.7	2,262.8	5,466.2

④職員の夜勤の休憩時間

職員の夜勤の休憩時間をどのように定めているかを聞いたところ、「雇用契約書や就業規則等により、1日の休憩時間数は示しているが、特に開始・終了時間は指定していない」が55.5%、「雇用契約書や就業規則等により、各職員の休憩の開始、終了時間を明示している」が16.7%、「休憩について、雇用契約書や就業規則等では特段定めていない」が12.2%となっている。

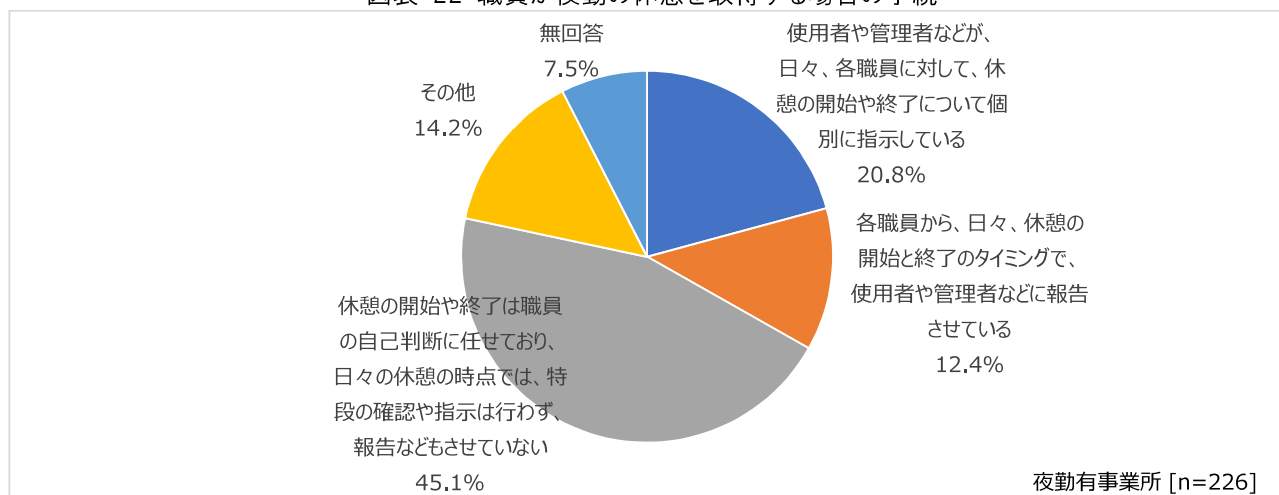
図表 21 職員の夜勤の休憩時間



⑤職員が夜勤の休憩を取得する場合の手続

職員が夜勤の休憩を取得する場合の手続は、「休憩の開始や終了は職員の自己判断に任せており、日々の休憩の時点では、特段の確認や指示は行わず、報告などもさせていない」が45.1%、「使用者や管理者などが、日々、各職員に対して、休憩の開始や終了について個別に指示している」が20.8%、「各職員から、日々、休憩の開始と終了のタイミングで、使用者や管理者などに報告させている」が12.4%となっている。なお、「その他」の割合が比較的高くなっているが、休憩が必要な長時間の夜勤がない等の回答が含まれる。

図表 22 職員が夜勤の休憩を取得する場合の手続

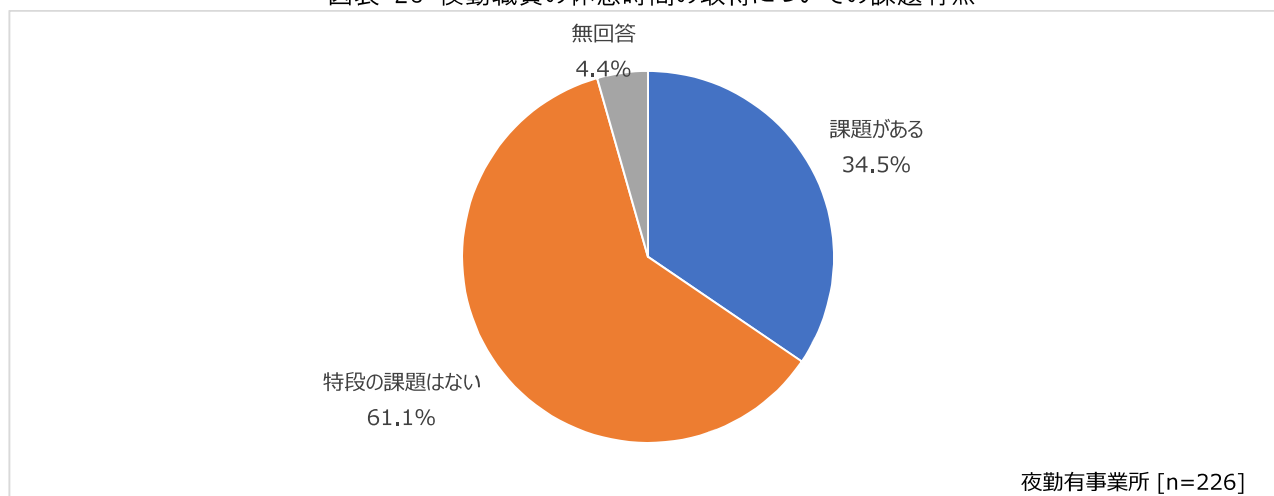


※「職員の夜勤の休憩時間」の設問で無回答の事業所を除いて集計している

⑥夜勤職員の休憩時間の取得についての課題有無

夜勤職員の休憩時間の取得について、課題があるかどうかを聞いたところ、「特段の課題はない」が61.1%、「課題がある」が34.5%となっている。

図表 23 夜勤職員の休憩時間の取得についての課題有無

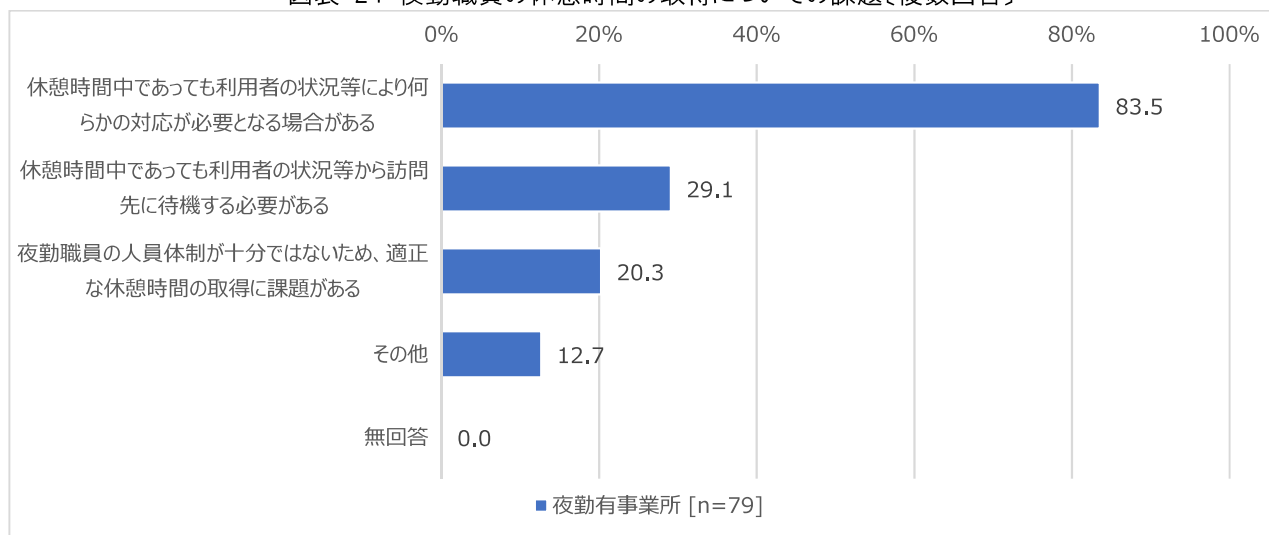


※「職員の夜勤の休憩時間」の設問で無回答の事業所を除いて集計している

⑦夜勤職員の休憩時間の取得についての課題

夜勤職員の休憩時間の取得について課題があると回答した事業所に、課題の内容を聞いたところ、「休憩時間中であっても利用者の状況等により何らかの対応が必要となる場合がある」が83.5%と最も多くなっている。次いで、「休憩時間中であっても利用者の状況等から訪問先に待機する必要がある」が29.1%、「夜勤職員の人員体制が十分ではないため、適正な休憩時間の取得に課題がある」が20.3%となっている。

図表 24 夜勤職員の休憩時間の取得についての課題〔複数回答〕



(5) 重度訪問介護に従事する新人職員のOJTに要する期間

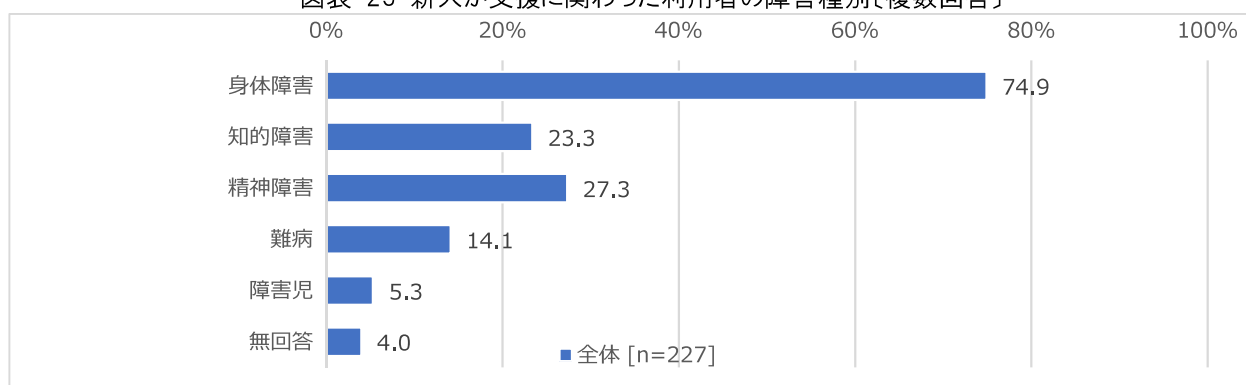
・以下は重度訪問介護を実施している事業所に、新人職員のOJTに要する期間等について聞いたものである。なお、本調査では、重度訪問介護事業所に新規に採用された従業者（ただし、利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者及び採用から6か月を経過した従業者は除く。）を「新人」と定義している。

①新人が支援に関わった利用者の障害種別

事業所でOJTを行った新人として、全体で227人分の回答があった。

新人が支援に関わった利用者の障害種別としては、「身体障害」が74.9%、「精神障害」が27.3%、「知的障害」が23.3%等となっている。

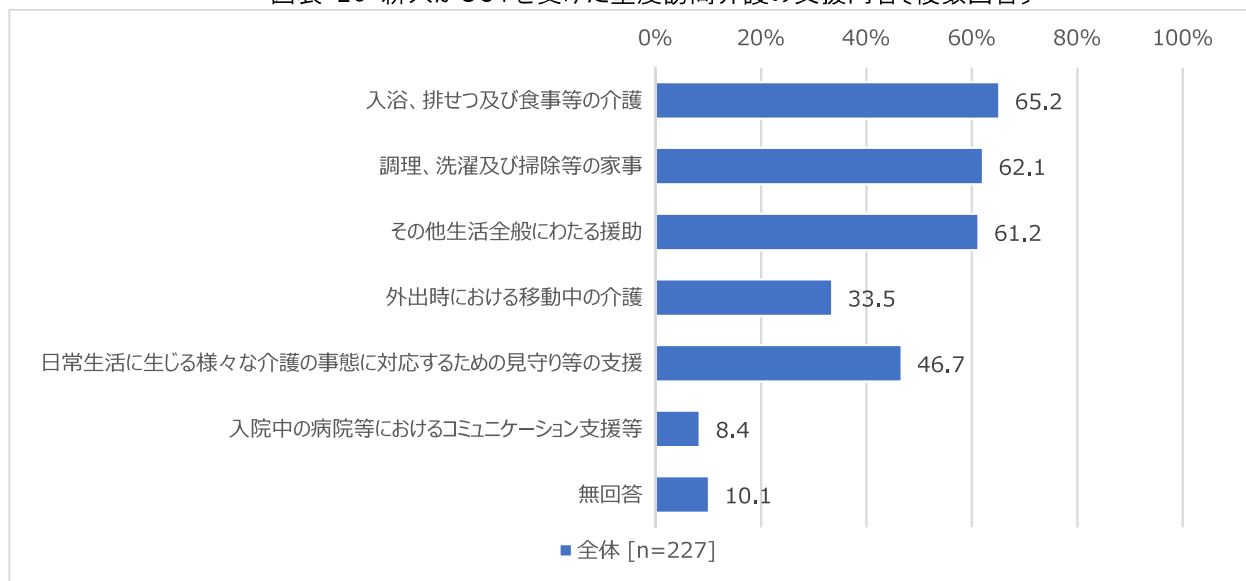
図表 25 新人が支援に関わった利用者の障害種別〔複数回答〕



②新人がOJTを受けた重度訪問介護の支援内容

新人がOJTを受けた重度訪問介護の支援内容は、「入浴、排せつ及び食事等の介護」が65.2%、「調理、洗濯及び掃除等の家事」が62.1%、「その他生活全般にわたる援助」が61.2%等となっている。

図表 26 新人がOJTを受けた重度訪問介護の支援内容〔複数回答〕



③当該新人のＯＪＴに要した全期間

当該新人のＯＪＴに要した全期間は、平均で1.5か月となっている。

図表 27 当該新人のＯＪＴに要した全期間

(箇月)	全体 [n=208]
平均値	1.5

④利用者に対して熟練ヘルパーが同行して支援を行った時間

当該新人のＯＪＴに関し、利用者に対して、熟練ヘルパーが同行して支援を行った時間は、平均で26.0時間となっている。また、そのうち、障害支援区分6の利用者に対して支援を行った時間は、平均で16.6時間（全体の支援時間平均26.0時間の約6割）となっている。

図表 28 利用者に対して熟練ヘルパーが同行して支援を行った時間

(平均値；時間)	全体 [n=208]
熟練ヘルパーが同行して支援を行った時間	26.0
うち、障害支援区分6の利用者に対して支援を行った時間	16.6

(6) 職員の担当交代時の引継ぎに要する時間

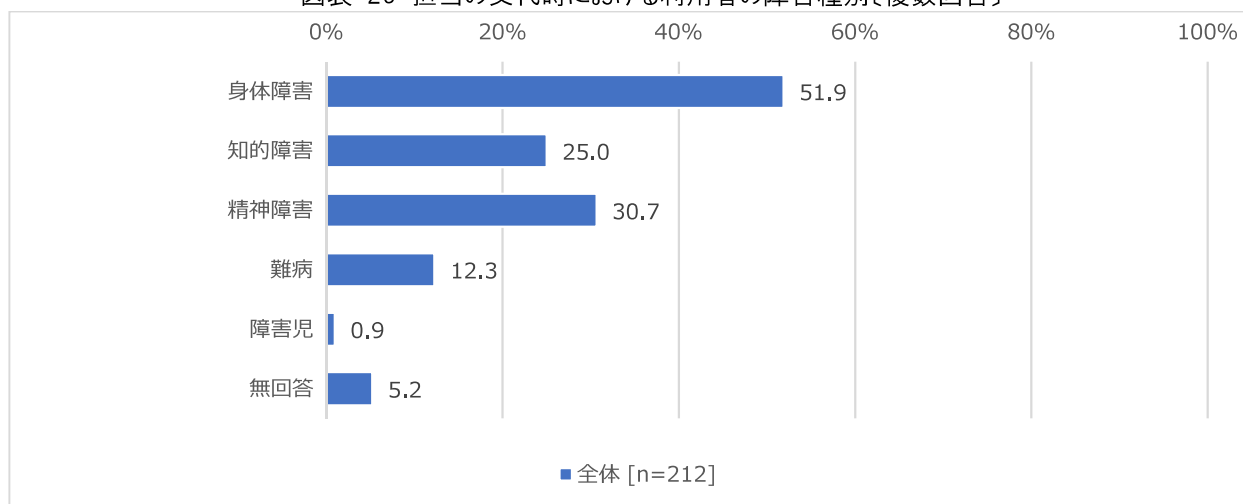
・以下は重度訪問介護を実施している事業所に、担当の交代時に引継ぎに要する時間等について聞いたものである。

①担当の交代時における利用者の障害種別

事業所で担当の交代引継ぎを行った利用者として、全体で212人分の回答があった。

担当の交代時における利用者の障害の種別は、「身体障害」が51.9%、「精神障害」が30.7%、「知的障害」が25.0%等となっている。

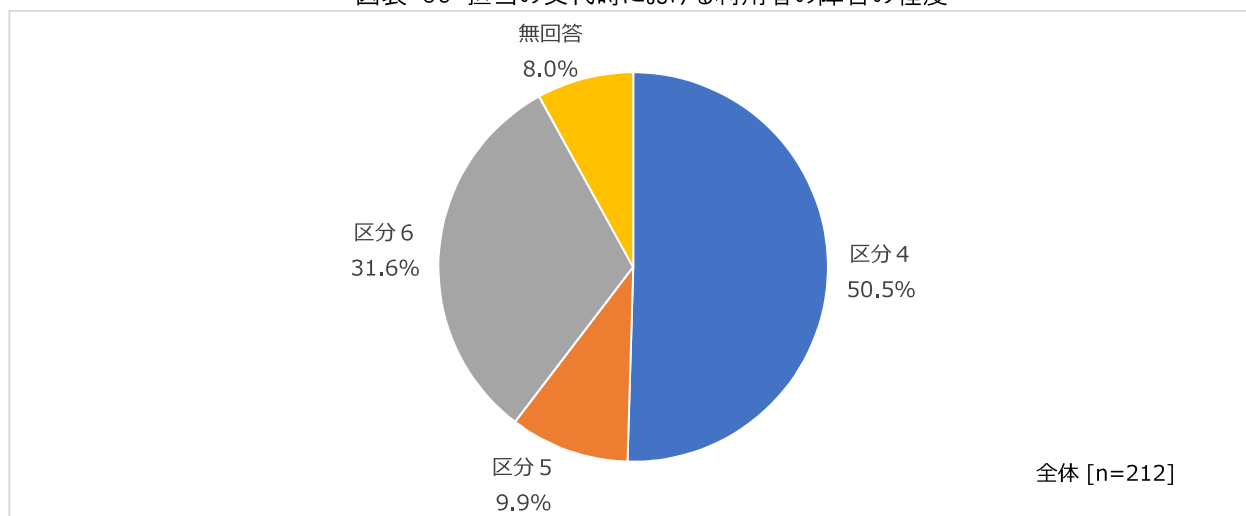
図表 29 担当の交代時における利用者の障害種別〔複数回答〕



②担当の交代時における利用者の障害の程度

担当の交代時における利用者の障害の程度は、「区分4」が50.5%と半数を占め、次いで、「区分6」が31.6%、「区分5」が9.9%となっている。

図表 30 担当の交代時における利用者の障害の程度



③担当の交代時の引継ぎに関わった前任と後任の職員数

担当の交代時の引継ぎに関わった前任と後任の職員数について聞いたところ、1利用者あたりの平均で2.8人となっている。

図表 31 担当の交代時の引継ぎに関わった前任と後任の職員数

(人)	全体 [n=212]
平均値	2.8

④担当の交代時の引継ぎに要した時間

担当の交代時の引継ぎに要した時間を聞いたところ、1利用者あたりの平均で7.2時間となっている。うち、後任が前任に同行して利用者に対して支援を行った時間の平均は4.5時間、入院中の病院等におけるコミュニケーション支援を行った時間の平均は0.1時間となっている。

図表 32 担当の交代時の引継ぎに要した時間

(平均値 ; 時間)	全体 [n=212]
担当の交代時の引継ぎに要した合計時間	7.2
うち、後任が前任に同行して利用者に対して支援を行った時間	4.5
うち、入院中の病院等におけるコミュニケーション支援を行った時間	0.1

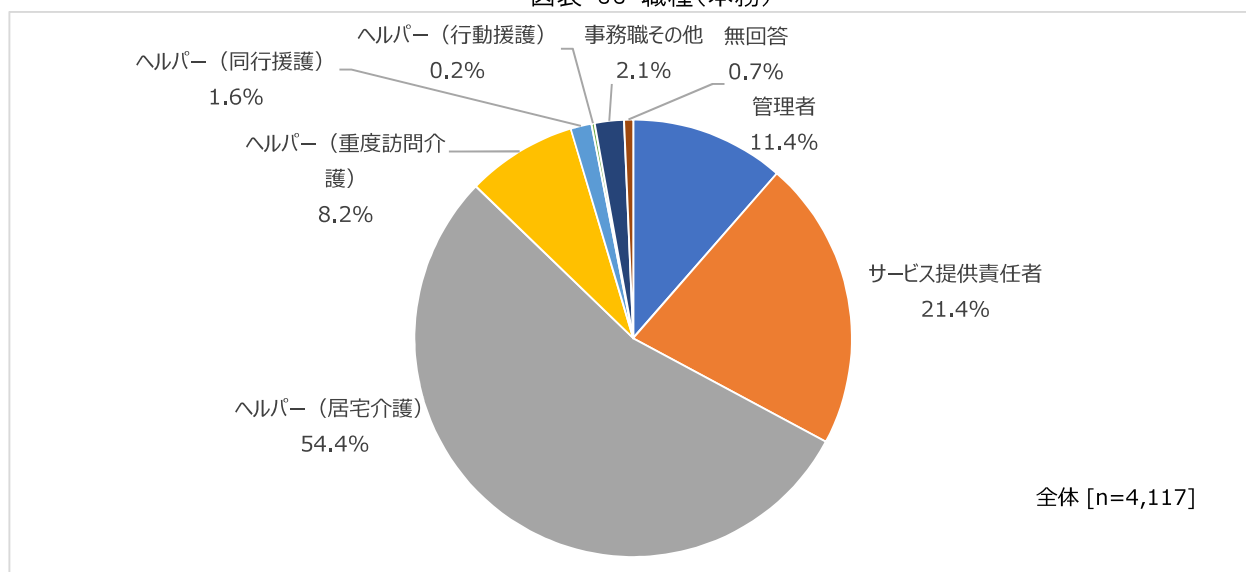
(7) 職員の状況

・事業所の訪問系サービスの業務に1日以上従事した職員を対象として、職員の業務の状況等に関する調査を行った。（1事業所で該当する職員最大10名まで回答）

①職種（本務）

本務とする職種について聞いたところ、「ヘルパー（居宅介護）」が54.4%と半数を占め、次いで、「サービス提供責任者」が21.4%、「管理者」が11.4%、「ヘルパー（重度訪問介護）」が8.2%等となっている。

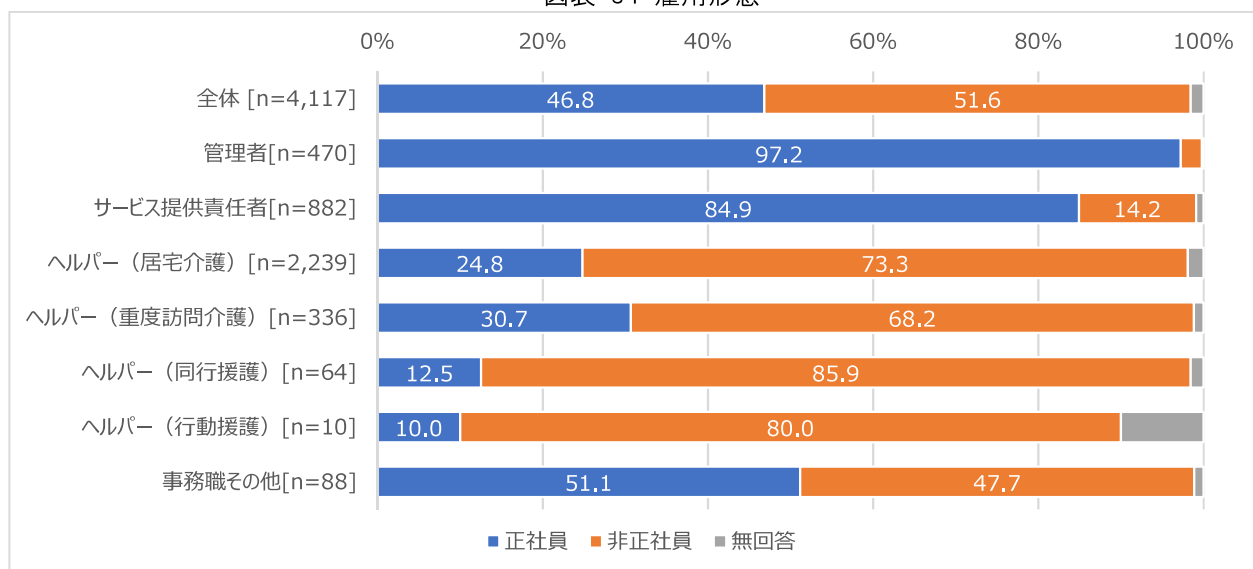
図表 33 職種(本務)



②雇用形態

職員の雇用形態は、「非正社員」が51.6%、「正社員」が46.8%となっている。職種別では、管理者、サービス提供責任者は「正社員」が多く、ヘルパーは「非正社員」が多い。

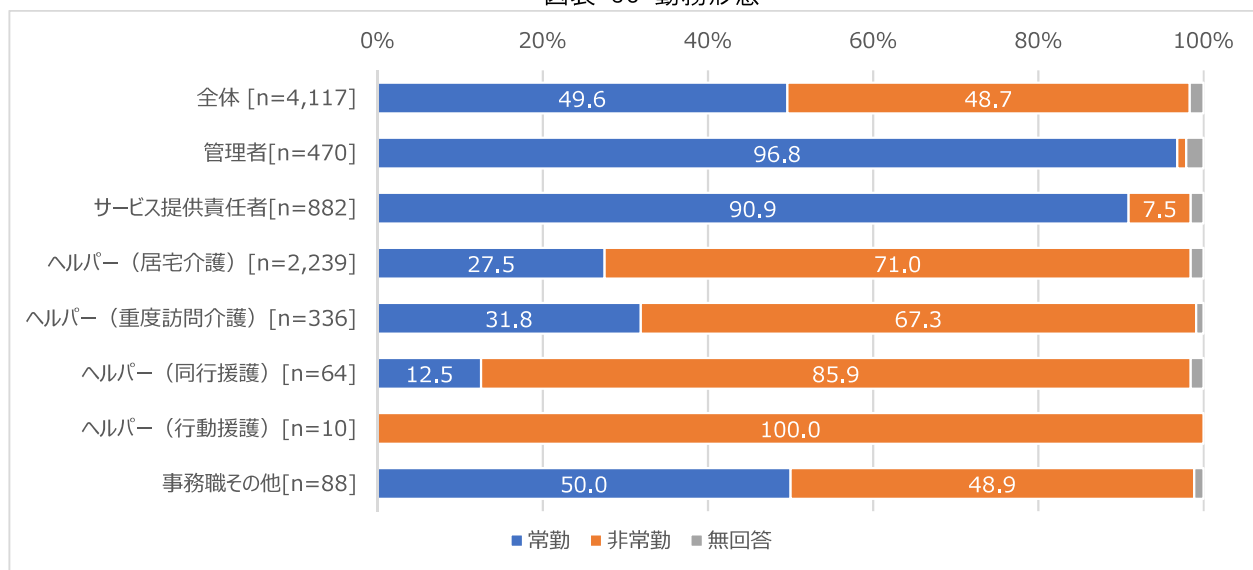
図表 34 雇用形態



③勤務形態

勤務形態については、「常勤」が49.6%、「非常勤」が48.7%となっている。職種別では、管理者、サービス提供責任者は「常勤」が多く、ヘルパーは「非常勤」が多い。

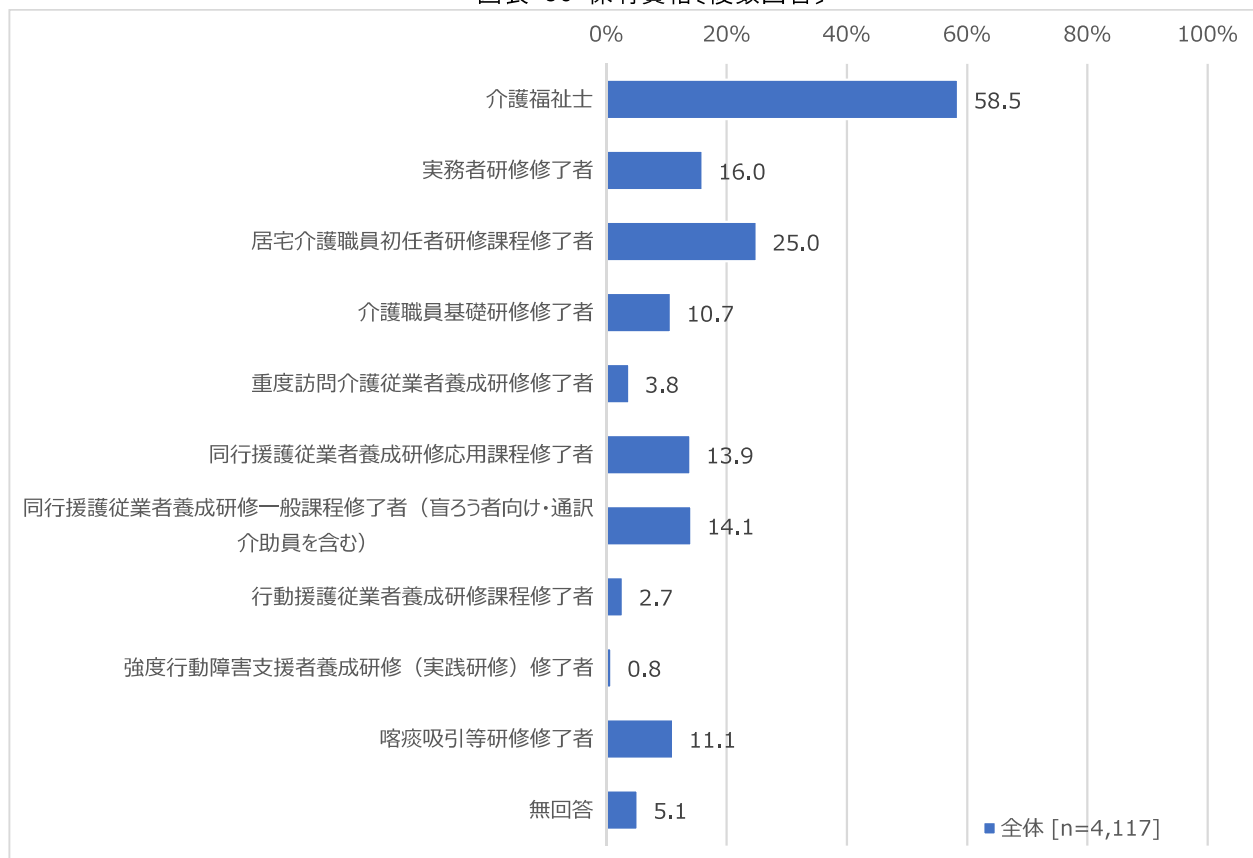
図表 35 勤務形態



④保有資格

保有資格について聞いたところ、「介護福祉士」が58.5%と多くっており、次いで、「居宅介護職員初任者研修課程修了者」が25.0%等となっている。

図表 36 保有資格〔複数回答〕



本務職種別で見ると、保有資格について聞いたところ、「介護福祉士」は管理者、サービス提供責任者の保有割合が高くなっている。

図表 37 保有資格(本務職種別)[複数回答]

%	全体 [n=4,117]	本務職種別		
		管理者[n=470]	サービス提供責任者[n=882]	ヘルパー（居宅介護）[n=2,239]
介護福祉士	58.5	79.8	90.4	46.3
実務者研修修了者	16.0	18.7	16.8	15.9
居宅介護職員初任者研修課程修了者	25.0	13.0	10.1	32.7
介護職員基礎研修修了者	10.7	8.5	7.9	12.4
重度訪問介護従業者養成研修修了者	3.8	5.3	3.5	2.1
同行援護従業者養成研修応用課程修了者	13.9	29.8	25.9	6.8
同行援護従業者養成研修一般課程修了者（盲ろう者向け・通訳介助員を含む）	14.1	22.8	20.7	10.0
行動援護従業者養成研修課程修了者	2.7	6.0	4.0	1.8
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者	0.8	2.1	1.5	0.5
喀痰吸引等研修修了者	11.1	16.4	18.4	6.7
無回答	5.1	5.1	0.7	5.4

%	本務職種別			
	ヘルパー（重度訪問介護）[n=336]	ヘルパー（同行援護）[n=64]	ヘルパー（行動援護）[n=10]	事務職その他[n=88]
介護福祉士	40.2	37.5	20.0	27.3
実務者研修修了者	14.0	9.4	20.0	8.0
居宅介護職員初任者研修課程修了者	30.4	25.0	30.0	22.7
介護職員基礎研修修了者	9.5	17.2	10.0	6.8
重度訪問介護従業者養成研修修了者	13.1	9.4	0.0	1.1
同行援護従業者養成研修応用課程修了者	4.5	42.2	20.0	5.7
同行援護従業者養成研修一般課程修了者（盲ろう者向け・通訳介助員を含む）	6.3	56.3	0.0	9.1
行動援護従業者養成研修課程修了者	1.5	3.1	0.0	1.1
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者	0.0	0.0	0.0	0.0
喀痰吸引等研修修了者	17.3	3.1	0.0	5.7
無回答	4.5	0.0	10.0	40.9

⑤職種兼務の場合の兼務割合

職種を兼務している場合に、各職種（管理者、サービス提供責任者、ヘルパー、事務職その他）の兼務割合がどのようになるかを聞いたところ、平均の兼務割合として、管理者では、管理者4.1割、サービス提供責任者2.4割、ヘルパー2.5割、事務職その他1.0割となっている。サービス提供責任者では、管理者0.1割、サービス提供責任者4.8割、ヘルパー4.4割、事務職その他0.7割となっている。ヘルパーの場合は、ヘルパーの割合が9割を超えており、他職種の兼務割合は低い。

図表 38 職種兼務の場合の兼務割合

(平均値 ; 割)	全体 [n=4,089]	本務職種別		
		管理者[n=470]	サービス提供責任者 [n=882]	ヘルパー（居宅介護） [n=2,239]
1 管理者	0.5	4.1	0.1	0.0
2 サービス提供責任者	1.4	2.4	4.8	0.0
3 ヘルパー	7.4	2.5	4.4	9.5
4 事務職その他	0.7	1.0	0.7	0.4

(平均値 ; 割)	本務職種別			
	ヘルパー（重度訪問介護） [n=336]	ヘルパー（同行援護） [n=64]	ヘルパー（行動援護） [n=10]	事務職その他 [n=88]
1 管理者	0.0	0.0	0.0	0.1
2 サービス提供責任者	0.1	0.1	0.1	0.0
3 ヘルパー	9.6	9.6	9.7	0.7
4 事務職その他	0.3	0.3	0.2	9.1

⑥勤続年数

事業所での勤続年数を聞いたところ、平均で8.0年となっている。本務職種別では、ヘルパー（重度訪問介護）で他と比べて短い傾向が見られる。

図表 39 勤続年数

(年)	全体 [n=4,031]	本務職種別		
		管理者[n=460]	サービス提供責任者 [n=866]	ヘルパー（居宅介護） [n=2,191]
平均値	8.0	10.7	8.7	7.4

(年)	本務職種別			
	ヘルパー（重度訪問介護） [n=332]	ヘルパー（同行援護） [n=63]	ヘルパー（行動援護） [n=10]	事務職その他 [n=88]
平均値	5.9	8.7	7.0	7.3

⑦ 1 か月の平均労働日数

1 か月の平均労働日数を聞いたところ、平均で18.8日となっている。本務職種別では、管理者、サービス提供責任者は比較的に日数が長く、ヘルパーは日数の短い傾向が見られる。

図表 40 1か月の平均労働日数

(日)	全体 [n=3,955]	本務職種別		
		管理者 [n=440]	サービス提供責任者 [n=860]	ヘルパー（居宅介護） [n=2,150]
平均値	18.8	21.8	21.5	17.6

(日)	本務職種別			
	ヘルパー（重度訪問介護） [n=325]	ヘルパー（同行援護） [n=64]	ヘルパー（行動援護） [n=10]	事務職その他 [n=85]
平均値	16.6	13.1	13.7	19.0

⑧ 令和2年7月分の時間外手当

令和2年7月分の時間外手当について聞いたところ、平均で6,972.3円となっている。本務職種別では、サービス提供責任者、ヘルパー（重度訪問介護）で手当額の高い傾向が見られる。

図表 41 令和2年7月分の時間外手当

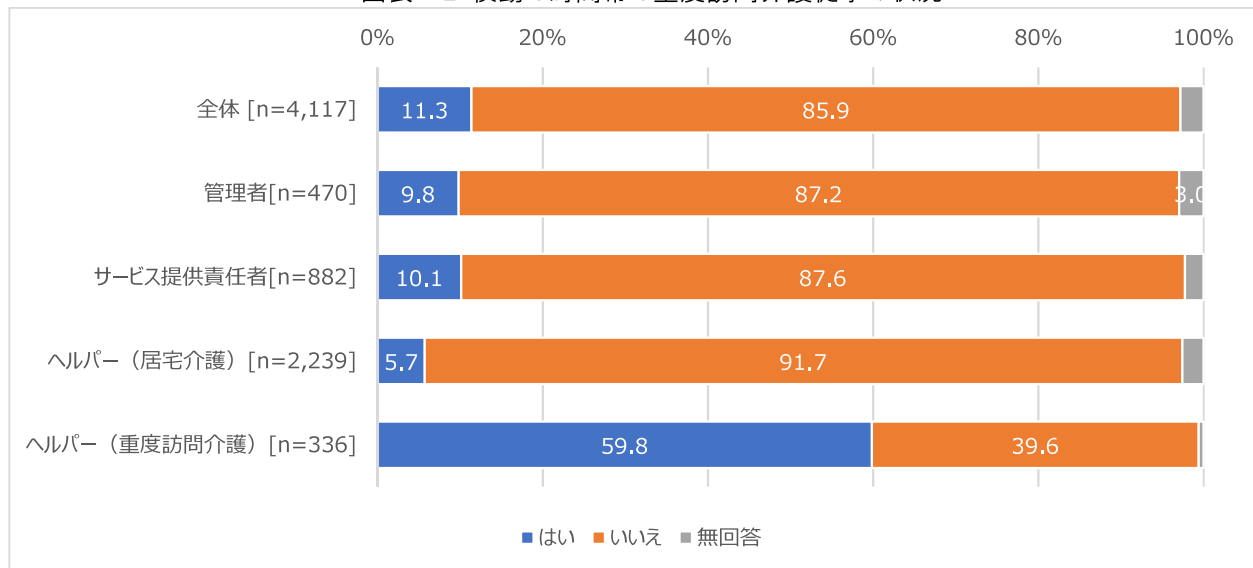
(円)	全体 [n=3,258]	本務職種別		
		管理者 [n=390]	サービス提供責任者 [n=735]	ヘルパー（居宅介護） [n=1,714]
平均値	6,972.3	8,159.0	11,056.3	4,570.1

(円)	本務職種別			
	ヘルパー（重度訪問介護） [n=275]	ヘルパー（同行援護） [n=48]	ヘルパー（行動援護） [n=8]	事務職その他 [n=71]
平均値	10,572.0	3,707.6	625.0	4,106.1

⑨夜勤の時間帯の重度訪問介護従事の状況

令和2年7月の1か月で、夜勤の時間帯（18:00～翌8:00の時間内の勤務）に、重度訪問介護に従事したことがあるかどうかを聞いたところ、「いいえ」が85.9%、「はい」が11.3%となっている。本務職種別では、ヘルパー（重度訪問介護）で「はい」が59.8%となっており、約6割の職員が夜勤に従事している。

図表 42 夜勤の時間帯の重度訪問介護従事の状況



夜勤の時間帯の重度訪問介護に従事している職員に、勤務日数を聞いたところ、平均で8.4日/月となっている。

図表 43 夜勤の時間帯の重度訪問介護従事の勤務日数

(日/月)	全体 [n=411]	本務職種別			
		管理者[n=40]	サービス提供責任者[n=75]	ヘルパー（居宅介護）[n=117]	ヘルパー（重度訪問介護）[n=175]
平均値	8.4	6.9	7.7	7.0	9.9

⑩ヘルパーとしてサービスを提供した利用者数（実人数）

ヘルパーとしてサービスを提供した利用者数を聞いたところ、職員1人あたりの実人数で、居宅介護が平均3.6人、重度訪問介護が0.5人等となっている。

図表 44 ヘルパーとしてサービスを提供した利用者数（実人数）

(平均値；人)	全体 [n=3,795]	本務職種別			
		管理者 [n=337]	サービス提供責任者[n=773]	ヘルパー（居宅介護）[n=2,239]	ヘルパー（重度訪問介護）[n=336]
居宅介護	3.6	3.8	4.6	3.9	0.5
重度訪問介護	0.5	0.4	0.7	0.3	2.1
同行援護	0.2	0.3	0.2	0.1	0.1
行動援護	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

⑪業務別勤務時間の状況

令和2年9月1日8:00～翌8:00の24時間に関し、業務別の勤務時間を聞いた。職員1人あたりの平均時間を見ると、休憩時間も含む業務時間の合計は237.6分（4.0時間）となっている。内訳は、居宅介護の「居宅における調理、洗濯及び掃除等の家事」が38.2分、「居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護」が35.6分等となっている。また、「訪問系サービス以外の業務（介護保険のホームヘルプ、その他の障害福祉サービス等）」は74.1分となっている。職員の常勤・非常勤の別で見ると、常勤職員の業務時間は280.0分（4.7時間）、非常勤職員の業務時間は194.9分（3.2時間）となっている。

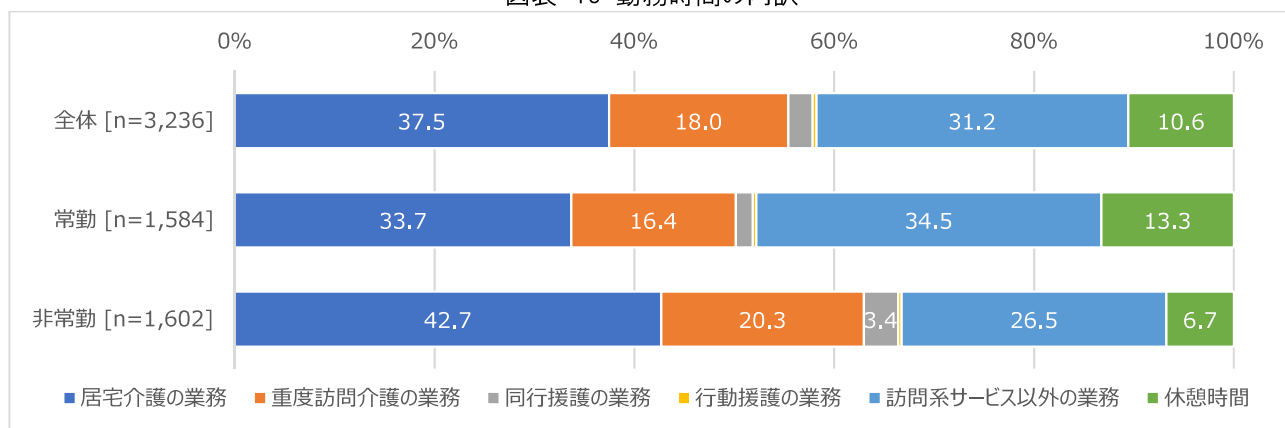
図表 45 業務別勤務時間の状況（平均業務時間）

(平均値；分)		勤務時間全体 (令和2年9月1日8:00～翌8:00)		
		全体 [n=3,236]	常勤 [n=1,584]	非常勤 [n=1,602]
居宅介護	居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護	35.6	40.6	30.2
	居宅における調理、洗濯及び掃除等の家事	38.2	33.6	42.5
	居宅における生活等に関する相談及び助言	1.9	2.5	1.4
	居宅におけるその他生活全般にわたる援助	7.0	8.6	5.4
	通院等介助	4.8	7.2	2.6
	通院乗降介助	1.5	2.0	1.0
重度訪問介護	居宅等における入浴、排せつ及び食事等の介護	15.1	16.3	14.0
	居宅等における調理、洗濯及び掃除等の家事	4.8	4.9	4.8
	居宅等におけるその他生活全般にわたる援助	8.7	9.3	8.4
	外出時における移動中の介護	2.6	2.8	2.3
	日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援	11.2	12.3	10.0
	入院中の病院等におけるコミュニケーション支援等	0.2	0.4	0.0
同行援護	外出時において移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）	3.2	2.7	3.6
	外出時において移動の援護、排せつ及び食事等の介護	1.4	0.9	1.9
	その他外出時に必要な援助	1.2	1.1	1.2
行動援護	行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護	0.3	0.3	0.2
	外出時における移動中の介護	0.4	0.5	0.4
	排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助	0.2	0.2	0.1
	訪問系サービス以外の業務（介護保険のホームヘルプ、その他の障害福祉サービス等）	74.1	96.7	51.7
休憩時間		25.1	37.1	13.1
合計		237.6	280.0	194.9

※業務を行っていない職員も含めて平均時間を計算している

平均勤務時間の構成比を見ると、職員1人あたりの平均で、勤務時間のうち、居宅介護に従事する時間が37.5%、重度訪問介護に従事する時間が18.0%、訪問系サービス以外の業務に従事する時間が31.2%となっている。

図表 46 勤務時間の内訳



(日中・夜間時間帯の状況)

令和2年9月1日8:00～翌8:00の24時間のうち、日中・夜間に相当する時間帯(8時～22時)の状況を見る。日中・夜間時間帯の勤務の回答は3,165名で、全体3,236名の97.8%となっており、ほとんどの職員が日中・夜間時間帯に勤務している。以下は日中・夜間時間帯の勤務者3,165名の平均である。

職員1人あたりの平均時間を見ると、休憩時間も含む業務時間の合計は225.0分(3.7時間)となっている。内訳は、居宅介護の「居宅における調理、洗濯及び掃除等の家事」が39.0分、「居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護」が33.8分等となっている。また、「訪問系サービス以外の業務(介護保険のホームヘルプ、その他の障害福祉サービス等)」は74.4分となっている。職員の常勤・非常勤の別で見ると、常勤職員の業務時間は267.6分(4.5時間)、非常勤職員の業務時間は182.1分(3.0時間)となっている。

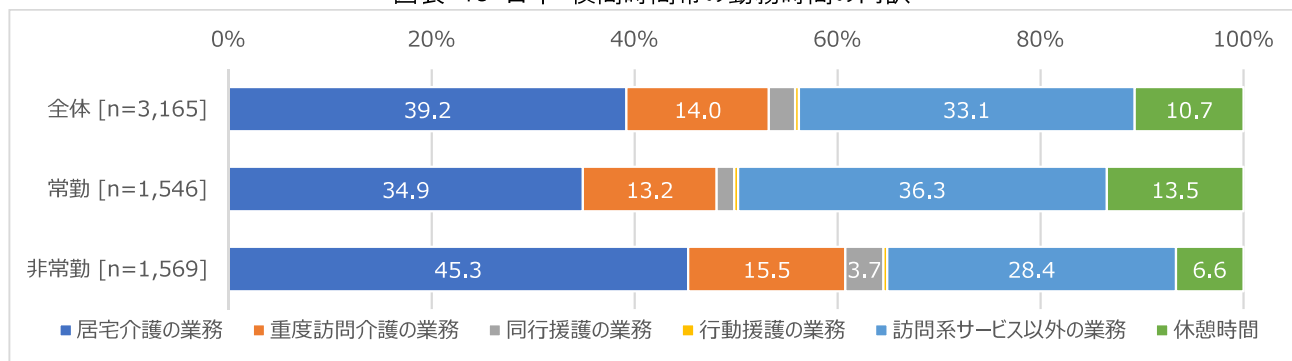
図表 47 日中・夜間時間帯の業務別勤務時間の状況(平均業務時間)

(平均値 ; 分)		8時～22時 (日中・夜間)		
		全体 [n=3,165]	常勤 [n=1,546]	非常勤 [n=1,569]
居宅介護	居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護	33.8	38.6	28.6
	居宅における調理、洗濯及び掃除等の家事	39.0	34.3	43.2
	居宅における生活等に関する相談及び助言	2.0	2.5	1.4
	居宅におけるその他生活全般にわたる援助	7.0	8.6	5.5
	通院等介助	4.9	7.3	2.7
	通院乗降介助	1.5	2.0	1.1
重度訪問介護	居宅等における入浴、排せつ及び食事等の介護	12.3	13.5	11.2
	居宅等における調理、洗濯及び掃除等の家事	4.5	4.5	4.5
	居宅等におけるその他生活全般にわたる援助	6.2	7.0	5.4
	外出時における移動中の介護	2.6	2.8	2.4
	日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援	6.0	7.3	4.8
	入院中の病院等におけるコミュニケーション支援等	0.0	0.1	0.0
同行援護	外出時において移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)	3.1	2.5	3.7
	外出時において移動の援護、排せつ及び食事等の介護	1.5	0.9	1.9
	その他外出時に必要な援助	1.2	1.2	1.2
行動援護	行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護	0.3	0.3	0.2
	外出時における移動中の介護	0.4	0.5	0.4
	排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助	0.2	0.3	0.1
訪問系サービス以外の業務(介護保険のホームヘルプ、その他の障害福祉サービス等)		74.4	97.3	51.8
休憩時間		24.1	36.1	12.1
合計		225.0	267.6	182.1

※業務を行っていない職員も含めて平均時間を計算している

平均勤務時間の構成比を見ると、職員1人あたりの平均で、勤務時間のうち、居宅介護に従事する時間が39.2%、重度訪問介護に従事する時間が14.0%、訪問系サービス以外の業務に従事する時間が33.1%となっている。

図表 48 日中・夜間時間帯の勤務時間の内訳



(深夜・早朝時間帯の状況)

令和2年9月1日8:00～翌8:00の24時間のうち、深夜・早朝に相当する時間帯（22時～翌8時）の状況を見る。深夜・早朝時間帯の勤務の回答は242名で、全体3,236名の7.5%となっている。以下は深夜・早朝時間帯の勤務者242名の平均である。

職員1人あたりの平均時間を見ると、休憩時間も含む業務時間の合計は235.6分（3.9時間）となっている。内訳は、重度訪問介護の「日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援」が71.4分、「居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護」が41.7分等となっている。職員の常勤・非常勤の別で見ると、常勤職員の業務時間は232.6分（3.9時間）、非常勤職員の業務時間は242.7分（4.0時間）となっており、それほど差がない。

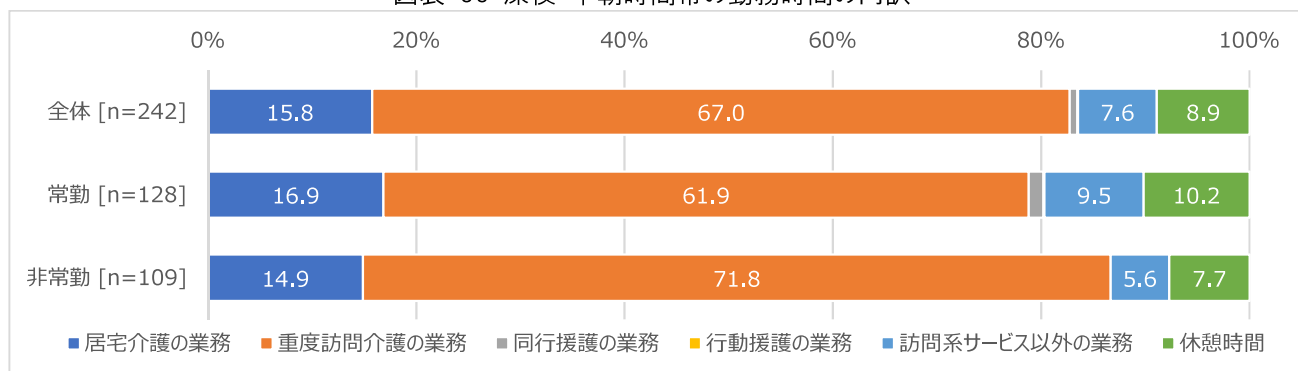
図表 49 深夜・早朝時間帯の業務別勤務時間の状況(平均業務時間)

(平均値 ; 分)		22時～翌8時 (深夜・早朝)		
		全体 [n=242]	常勤 [n=128]	非常勤 [n=109]
居宅介護	居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護	33.8	35.7	32.8
	居宅における調理、洗濯及び掃除等の家事	1.5	1.2	1.9
	居宅における生活等に関する相談及び助言	0.2	0.0	0.6
	居宅におけるその他生活全般にわたる援助	1.6	2.3	0.8
	通院等介助	0.0	0.0	0.0
	通院乗降介助	0.0	0.0	0.0
重度訪問介護	居宅等における入浴、排せつ及び食事等の介護	41.7	39.1	45.5
	居宅等における調理、洗濯及び掃除等の家事	5.7	6.4	5.1
	居宅等におけるその他生活全般にわたる援助	36.1	30.3	44.6
	外出時における移動中の介護	0.5	0.9	0.0
	日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援	71.4	62.9	79.0
	入院中の病院等におけるコミュニケーション支援等	2.4	4.5	0.0
同行援護	外出時において移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）	1.7	3.3	0.0
	外出時において移動の援護、排せつ及び食事等の介護	0.0	0.0	0.0
	その他外出時に必要な援助	0.0	0.0	0.0
行動援護	行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護	0.1	0.2	0.0
	外出時における移動中の介護	0.0	0.0	0.0
	排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助	0.0	0.0	0.0
訪問系サービス以外の業務（介護保険のホームヘルプ、その他の障害福祉サービス等）		17.8	22.1	13.6
休憩時間		21.0	23.7	18.7
合計		235.6	232.6	242.7

※業務を行っていない職員も含めて平均時間を計算している

平均勤務時間の構成比を見ると、職員1人あたりの平均で、勤務時間のうち、重度訪問介護に従事する時間が67.0%と多くを占める。

図表 50 深夜・早朝時間帯の勤務時間の内訳



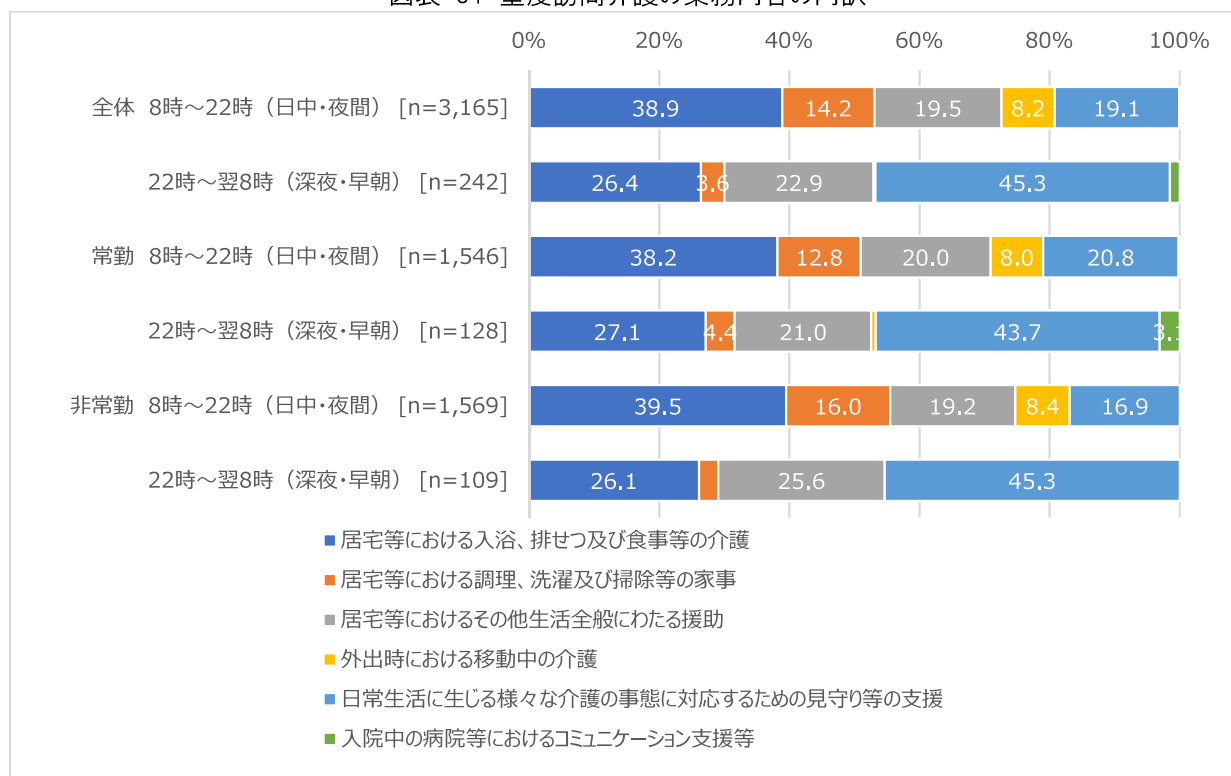
重度訪問介護の業務内容について、日中・夜間時間帯の業務内容と深夜・早朝時間帯の業務内容を比較する。

業務別平均時間の構成比を見ると、日中・夜間時間帯については、「居宅等における入浴、排せつ及び食事等の介護」が38.9%と業務時間の約4割を占め、次いで、「居宅等におけるその他生活全般にわたる援助」が19.5%、「日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援」が19.1%、「居宅等における調理、洗濯及び掃除等の家事」が14.2%となっている。

深夜・早朝時間帯については、「日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援」が45.3%と業務時間のほぼ半分を占め、次いで、「居宅等における入浴、排せつ及び食事等の介護」が26.4%、「居宅等におけるその他生活全般にわたる援助」が22.9%となっている。

常勤職員、非常勤職員とも、業務内容の構成比はほぼ同様な傾向となっている。

図表 51 重度訪問介護の業務内容の内訳

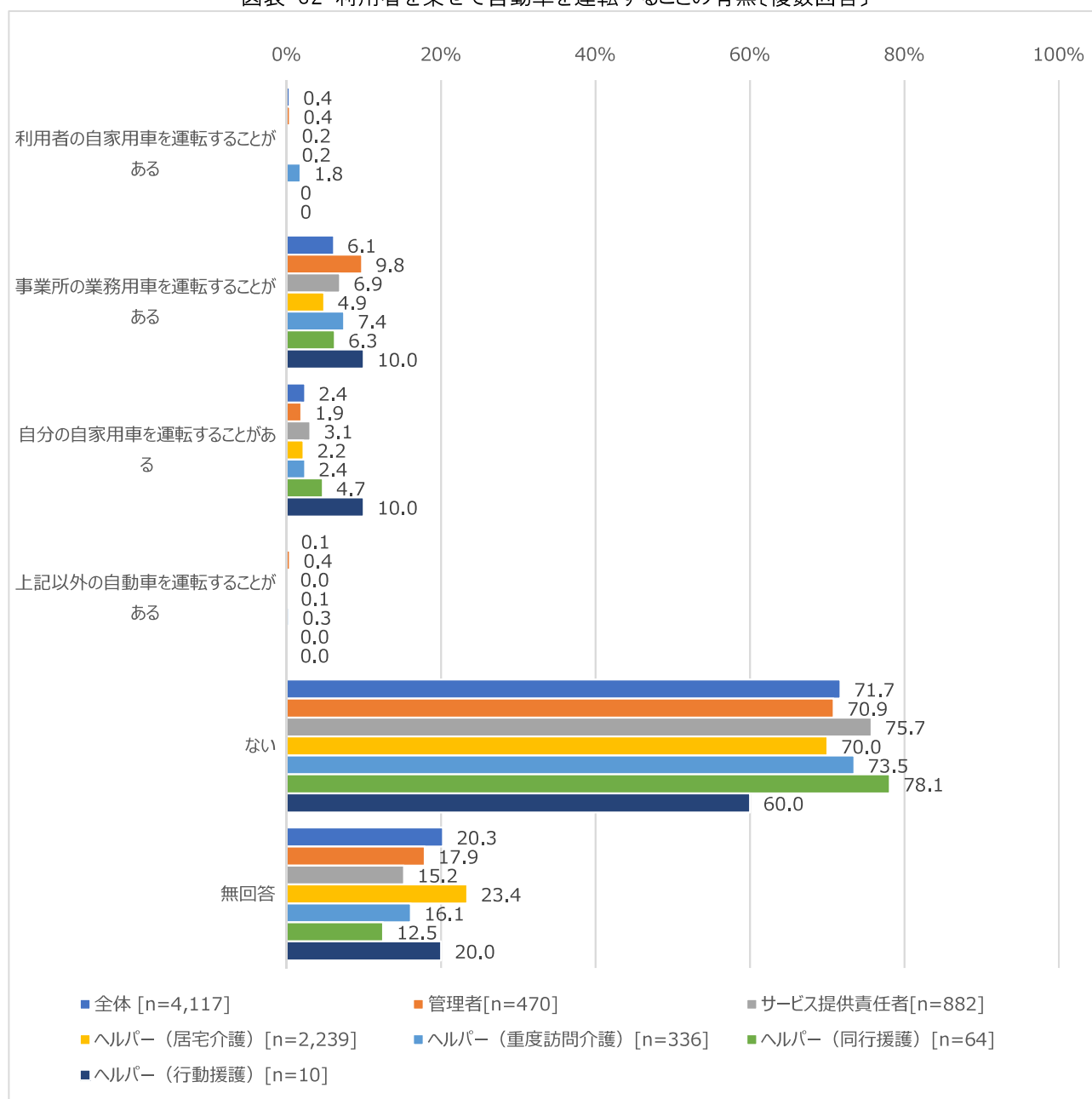


・以下では、職員の業務中の自動車の運転について調査を行った。ここで「自動車の運転」とは、職員が訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）の従事中に、業務として利用者を乗せて自動車を運転することを指す（報酬算定外で運転時間の収入はないが、業務としているものも含む）。

⑫利用者を乗せて自動車を運転することの有無

令和2年7月中に、利用者を乗せて利用者の自家用車や事業所又は自分の自動車を運転することがあったかどうかを聞いたところ、「ない」が71.7%と多くなっている。運転することのある場合としては、「事業所の業務用車を運転することがある」が6.1%、「自分の自家用車を運転することがある」が2.4%等となっている。

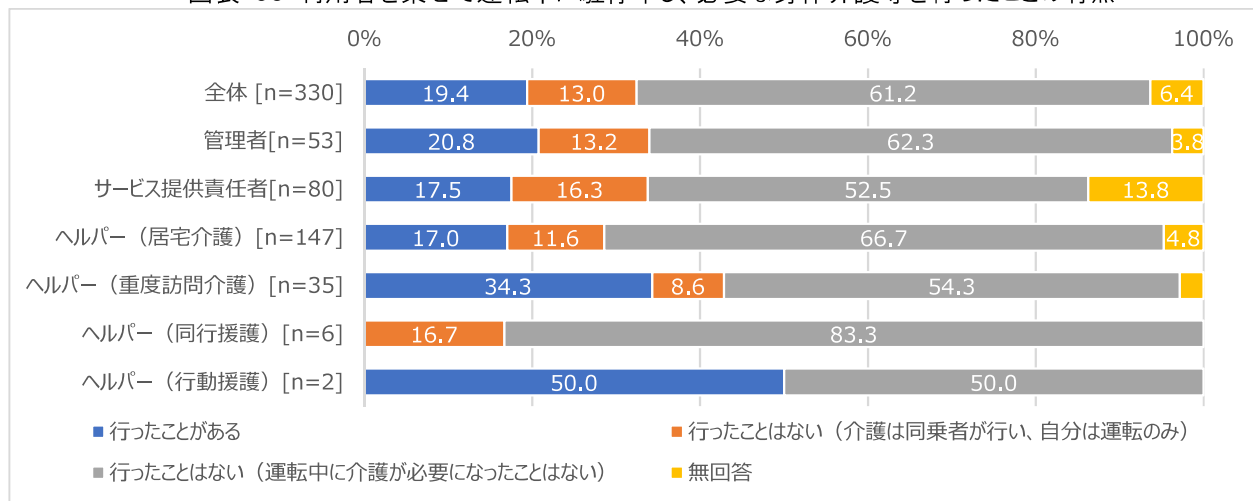
図表 52 利用者を乗せて自動車を運転することの有無〔複数回答〕



⑬利用者を乗せて自動車を運転することのある職員の状況

利用者を乗せて利用者の自家用車や事業所又は自分の自動車を運転することがあったと回答した職員に、利用者を乗せて運転中に駐停車し、必要な身体介護等を行ったことがあるかどうかを聞いたところ、「行ったことはない（運転中に介護が必要になったことはない）」が61.2%と多くなっている。「行ったことがある」は19.4%となっている。

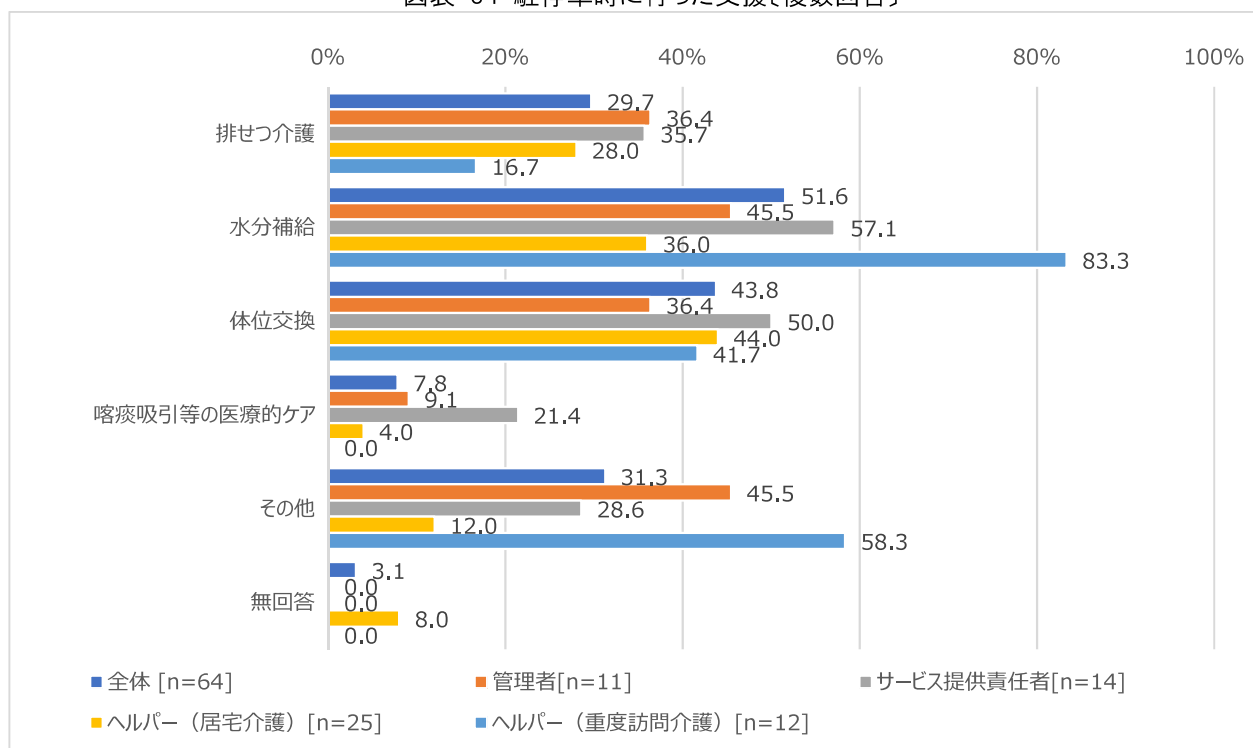
図表 53 利用者を乗せて運転中に駐停車し、必要な身体介護等を行ったことの有無



※「ヘルパー（同行援護）」と「ヘルパー（行動援護）」で「行ったことがある」の標本数はわずかであるため、以降の本務職種別集計からは除いている。

駐停車中に身体介護等を行ったことがある職員に、駐停車時に行った支援の内容を聞いたところ、「水分補給」が51.6%と最も多く、次いで、「体位交換」が43.8%、「排せつ介護」が29.7%等となっている。なお、「その他」については、携帯電話操作の支援、体位交換ほどではない体位の調整等を行っている回答があった。

図表 54 駐停車時に行った支援〔複数回答〕



利用者を乗せた運転時間（令和2年7月中の合計）を聞いたところ、平均で職員1人あたり102.4分となっている。内訳は、居宅介護の利用者59.6分、重度訪問介護の利用者25.3分、同行援護の利用者13.6分、行動援護の利用者3.9分となっている。

図表 55 利用者を乗せた運転時間(令和2年7月中の合計)

(平均値 ; 分)	全体 [n=315]	本務職種別			
		管理者[n=52]	サービス提供責任者[n=78]	ヘルパー（居宅介護）[n=139]	ヘルパー（重度訪問介護）[n=34]
居宅介護	59.6	49.4	48.2	80.9	25.3
重度訪問介護	25.3	5.0	21.6	7.8	138.1
同行援護	13.6	8.0	15.0	5.7	0.0
行動援護	3.9	2.3	14.2	0.0	0.0
合計	102.4	64.8	99.0	94.4	163.4

駐停車中に身体介護等を行ったことがある職員に、介護に要した時間（駐停車して介護を行った時間）を聞いたところ、平均で職員1人あたり16.8分となっている。内訳は、居宅介護の利用者5.5分、重度訪問介護の利用者3.8分、同行援護の利用者2.5分、行動援護の利用者4.9分となっている。

また、運転時間に必要な身体介護等を行った利用者数（実人数）は、平均で職員1人あたり0.7人、運転時間に必要な身体介護等を行った回数（利用者1人あたり）は、平均で職員1人あたり0.8回となっている。

図表 56 駐停車して介護を行った時間等

		全体 [n=59]	本務職種別			
			管理者 [n=11]	サービス提供責任者 [n=12]	ヘルパー（居宅介護） [n=24]	ヘルパー（重度訪問介護） [n=11]
介護に要した時間 (平均値 ; 分)	居宅介護	5.5	2.3	0.8	12.0	0.5
	重度訪問介護	3.8	2.7	10.8	0.4	5.0
	同行援護	2.5	13.6	0.0	0.0	0.0
	行動援護	4.9	0.0	24.2	0.0	0.0
	合計	16.8	18.6	35.8	12.4	5.5
運転時間に必要な身体介護等を行った利用者数（実人数） (平均値 ; 人)	居宅介護	0.3	0.3	0.2	0.4	0.1
	重度訪問介護	0.4	0.4	0.6	0.0	0.8
	同行援護	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
	行動援護	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0
	合計	0.7	0.7	0.9	0.4	0.9
運転時間に必要な身体介護等を行った回数（利用者1人あたり） (平均値 ; 回)	居宅介護	0.3	0.4	0.2	0.4	0.1
	重度訪問介護	0.5	0.6	0.8	0.0	1.1
	同行援護	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
	行動援護	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0
	合計	0.8	1.1	1.1	0.4	1.2

(8) 利用者の状況（居宅介護の通院等支援利用者）

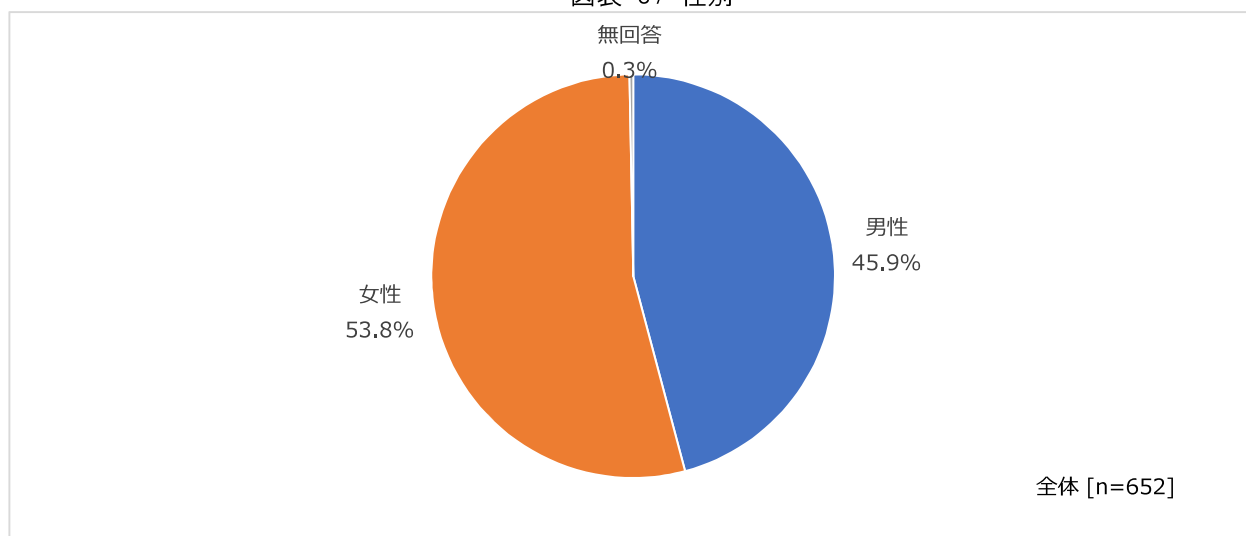
・調査対象事業所のサービスで、居宅介護の「通院等介助」を利用している18歳以上の利用者について、利用者の状況、通院等介護のニーズ等について調査を行った。（1事業所で該当する利用者最大10名まで回答）

①性別・年齢

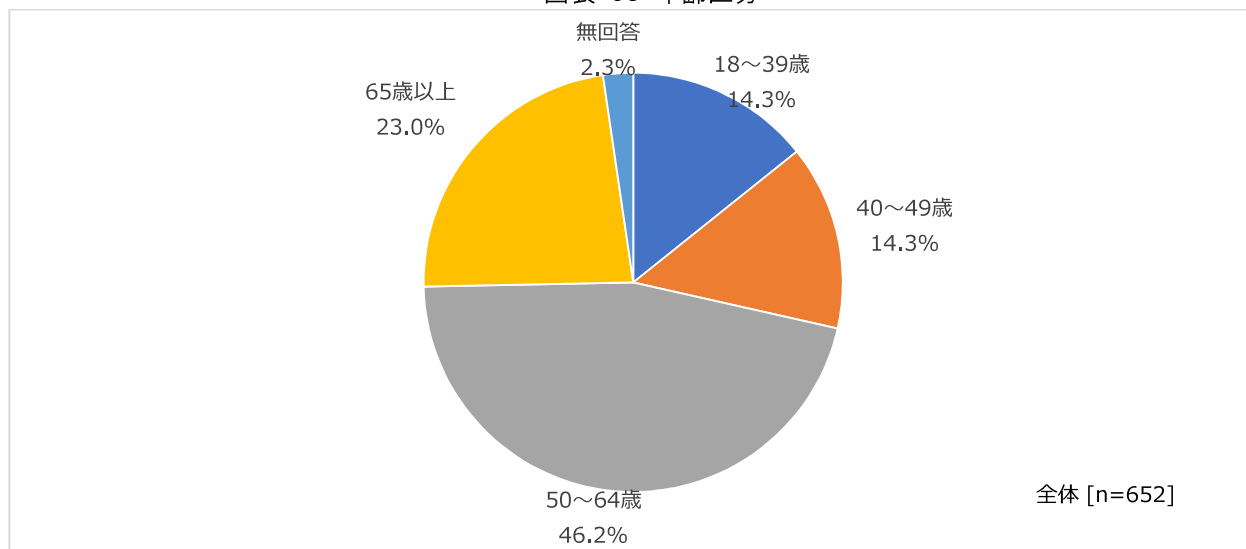
性別は、「女性」が53.8%、「男性」が45.9%となっている。

年齢は、平均年齢が55.2歳、年齢区分で見ると、「50～64歳」が46.2%と多く、「65歳以上」が23.0%、「18～39歳」が14.3%、「40～49歳」が14.3%となっている。

図表 57 性別



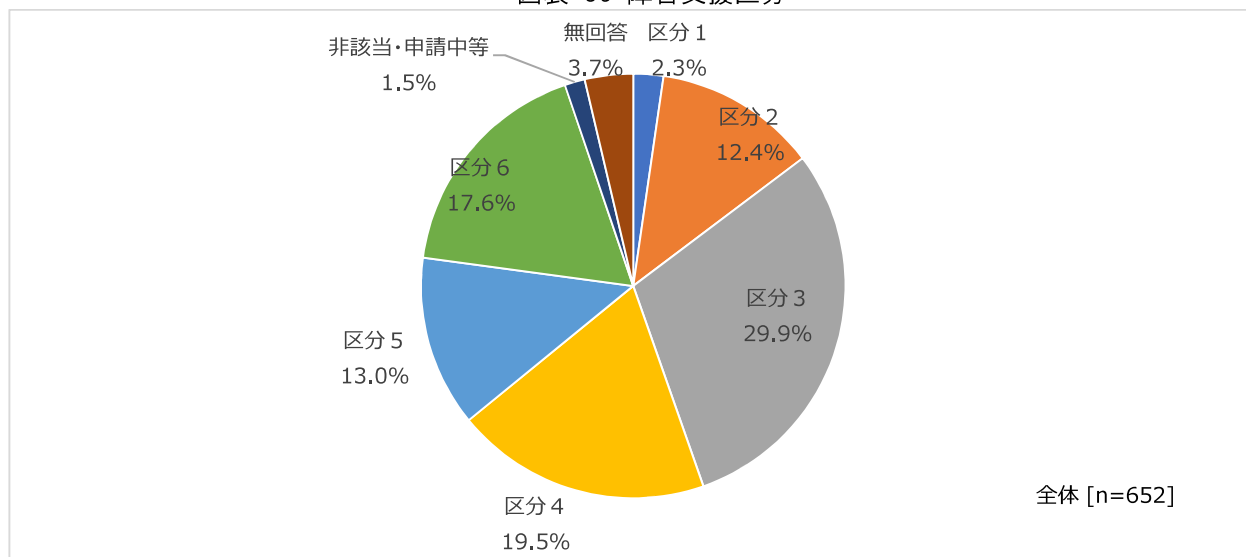
図表 58 年齢区分



②障害支援区分

障害支援区分は、「区分 3」が29.9%、「区分 4」が19.5%、「区分 6」が17.6%等となっている。

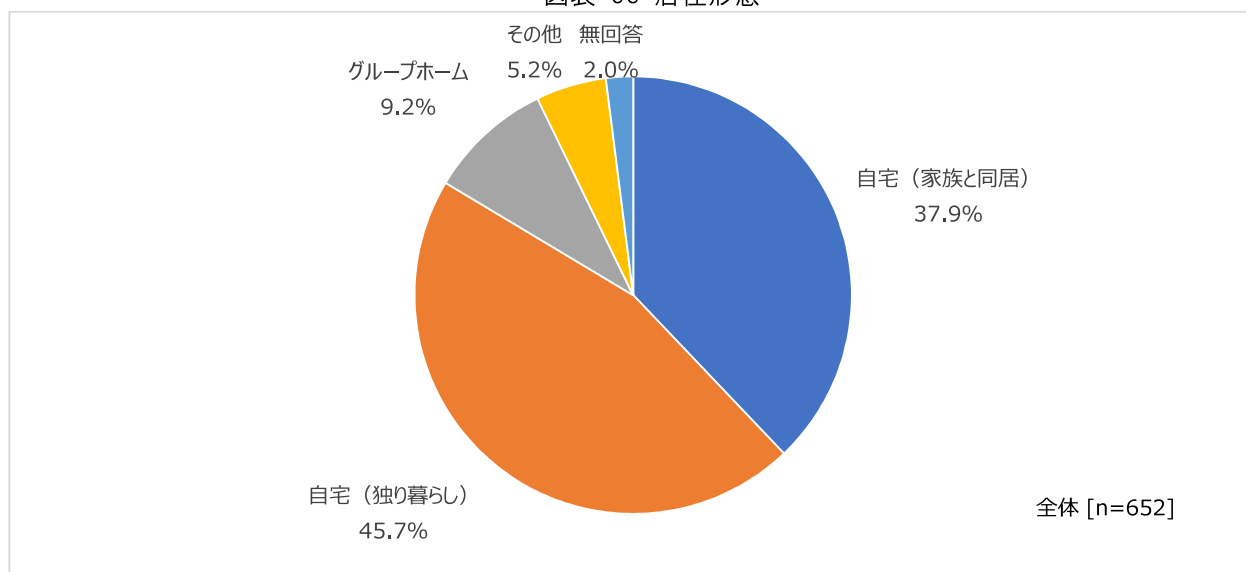
図表 59 障害支援区分



③居住形態

居住形態は、「自宅（独り暮らし）」が45.7%、「自宅（家族と同居）」が37.9%、「グループホーム」が9.2%となっている。

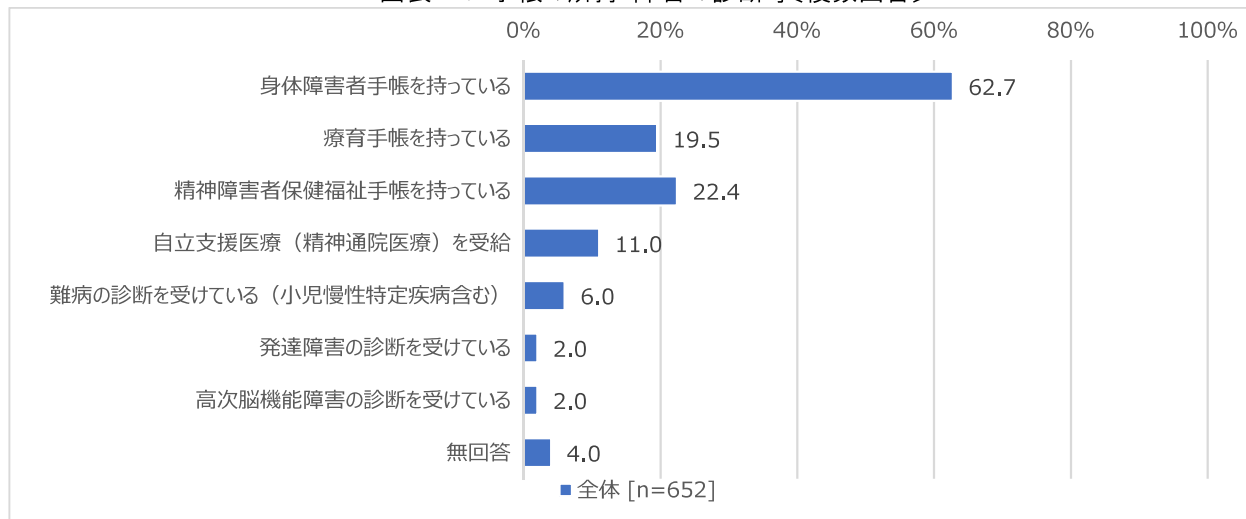
図表 60 居住形態



④手帳の所持・障害の診断等

手帳の所持・障害の診断等について聞いたところ、「身体障害者手帳を持っている」が62.7%、「精神障害者保健福祉手帳を持っている」が22.4%、「療育手帳を持っている」が19.5%、「自立支援医療（精神通院医療）を受給」が11.0%、「難病の診断を受けている（小児慢性特定疾病含む）」が6.0%等となっている。

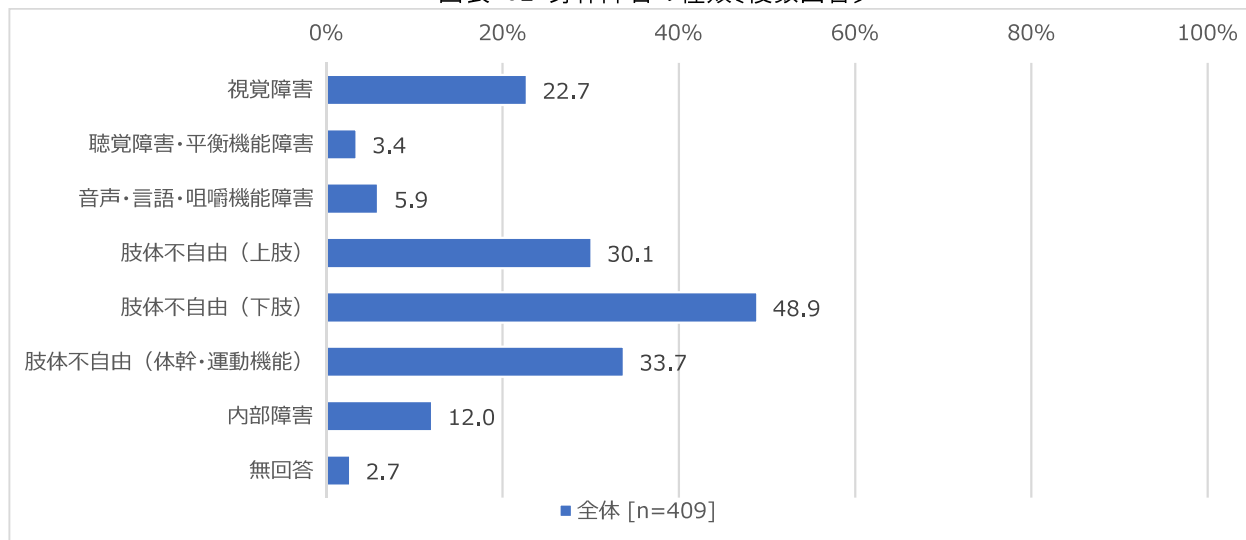
図表 61 手帳の所持・障害の診断等〔複数回答〕



⑤身体障害の種類

「身体障害者手帳を持っている」利用者に、身体障害の種類を聞いたところ、「肢体不自由（下肢）」が48.9%とほぼ半数を占め、次いで、「肢体不自由（体幹・運動機能）」が33.7%、「肢体不自由（上肢）」が30.1%、「視覚障害」が22.7%等となっている。

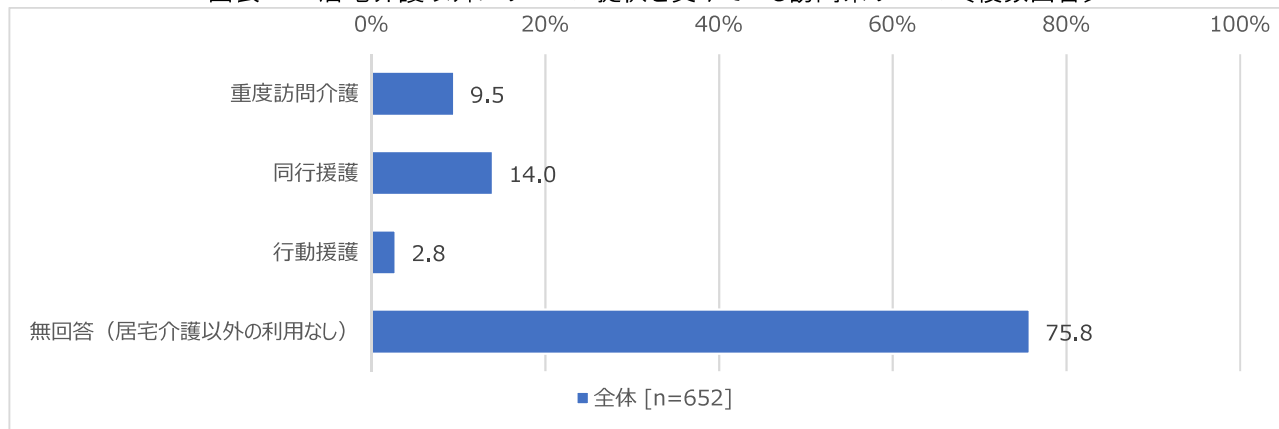
図表 62 身体障害の種類〔複数回答〕



⑥居宅介護以外にサービス提供を受けている訪問系サービス

居宅介護以外にサービス提供を受けている訪問系サービスとしては、「同行援護」が14.0%、「重度訪問介護」が9.5%、「行動援護」が2.8%となっている。居宅介護以外を利用していない人（無回答）が75.8%と多くなっている。

図表 63 居宅介護以外にサービス提供を受けている訪問系サービス〔複数回答〕



⑦「通院等介助」の利用回数

「通院等介助」の利用回数を聞いたところ、利用者1人あたりの平均で、病院等への通院（身体介護あり）が1.9回/月、病院等への通院（身体介護なし）が0.6回/月となっている。

図表 64 「通院等介助」の利用回数

（平均値；回/月）	全体 [n=652]
病院等への通院（身体介護あり）	1.9
官公署等（身体介護あり）	0.1
病院等への通院（身体介護なし）	0.6
官公署等（身体介護なし）	0.0

⑧病院等への通院回数

利用者1人あたりの病院等への通院回数は、平均で2.8回/月となっている。

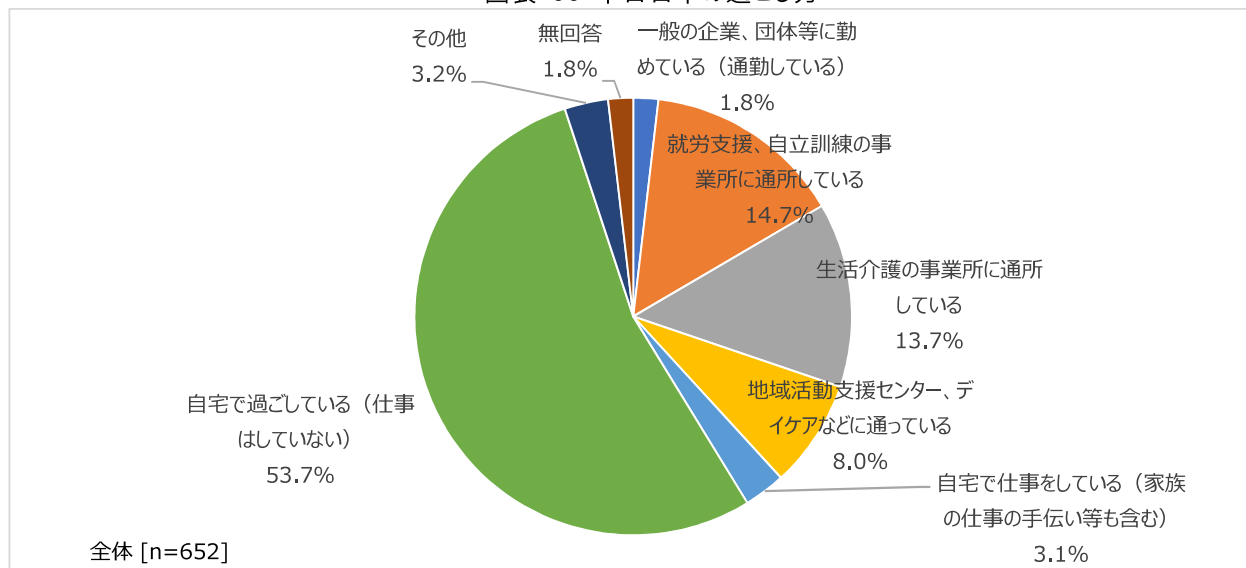
図表 65 病院等への通院回数

（回/月）	全体 [n=652]
平均値	2.8

⑨平日日中の過ごし方

平日日中の過ごし方について聞いたところ、「自宅で過ごしている（仕事はしていない）」が53.7%と半数を占めている。次いで、「就労支援、自立訓練の事業所に通所している」が14.7%、「生活介護の事業所に通所している」が13.7%等となっている。「一般の企業、団体等に勤めている（通勤している）」は1.8%と少なくなっている。

図表 66 平日日中の過ごし方



⑩通勤者の状況

「一般の企業、団体等に勤めている（通勤している）」と回答した利用者（n=12）に、通勤方法を聞いたところ、「一人で通っている」が12人中10人（83.3%）、「友人・知人、ボランティアの付き添い」が1人（8.3%）、無回答が1人（8.3%）だった。

また、職場と病院等の直接の行き来があるかどうかを聞いたところ、「たまにある」が12人中5人（41.7%）、「ほとんどない」が4人（33.3%）、「よくある」が3人（25.0%）だった。

職場と病院等の直接の行き来が「よくある」「たまにある」と回答した利用者（n=8）に、その頻度を聞いたところ、「職場から病院等に通院する」が平均で16.0回/年、「職場から官公署等に行く」が平均で2.4回/年となっている。

図表 67 職場と病院等の直接の行き来の頻度（通勤者で職場と病院等の直接の行き来がある人）

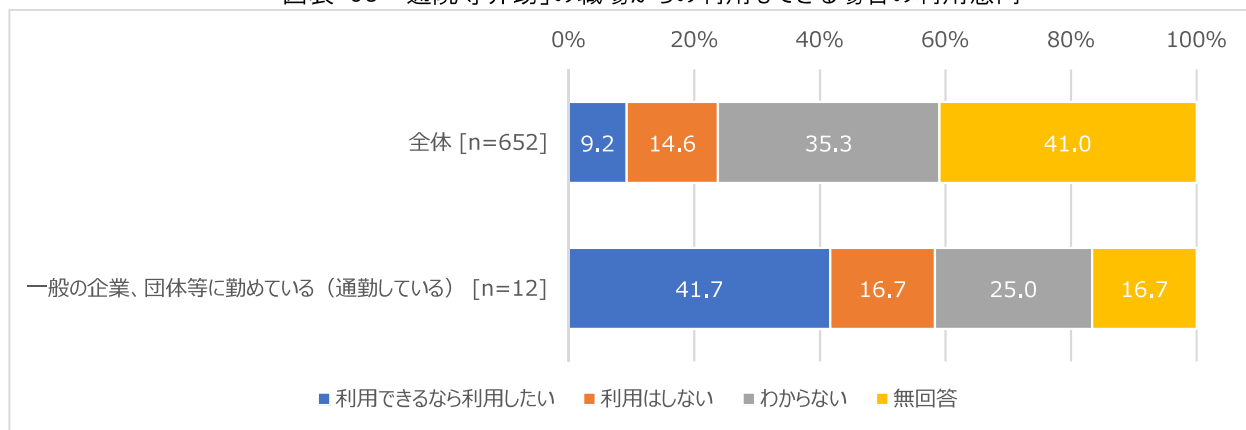
（平均値；回/年）	全体 [n=8]
職場から病院等に通院する	16.0
職場から官公署等に行く	2.4
病院等から職場に行く	0.0
官公署等から職場に行く	0.0

⑪「通院等介助」の職場からの利用もできる場合の利用意向

「通院等介助」については、制度上、自宅からの利用しかできないが、これが職場からの利用もできる場合に、利用したいかどうかを聞いた。「利用できるなら利用したい」が9.2%、「利用はしない」が14.6%となっている。「わからない」と無回答が多くなっているが、これは、通勤者以外も含む全員に聞いたことによるものと考えられる。「一般の企業、団体等に勤めている（通勤している）」利用者（n=12）に限定した場合は、「利用できるなら利用したい」が41.7%となっている。

「利用できるなら利用したい」と回答した利用者に、希望する頻度を聞いたところ、「職場から病院等に通院する」が平均で17.1回/年、「病院等から職場に行く」が平均で6.4回/年となっている。

図表 68 「通院等介助」の職場からの利用もできる場合の利用意向



図表 69 「通院等介助」の職場からの利用もできる場合の希望頻度

(平均値；回/年)	全体 [n=60]
職場から病院等に通院する	17.1
職場から官公署等に行く	1.2
病院等から職場に行く	6.4
官公署等から職場に行く	0.8

⑫通院等で困っていること、工夫していること

通院等で困っていること、工夫していることについて、自由記入で聞いたところ、以下のような意見があった。通院等介助の利用のほか、病院の送迎や、通所事業所の協力等により通院を工夫している意見などが寄せられている。また、困っていることとしては、急な通院が必要なときにサービスが使いにくいことや、サービスの回数増の希望などについて意見が寄せられている。

<主な意見>

- ・一人では通院はできない、今は通院介助（身体介護あり）を利用し、ヘルパーと一緒に通院ができていたのでとても助かっている。病院の予約もできているので、このままお願いしたい。
- ・職場で体調不良になった時の病院受診に通院の支援を利用出来ると、本人の体調悪化を防ぐことが可能と考えます。病院によっては片道1時間以上かかる。待ち時間と診察、検査時間等を含めると、1回あたり3時間までの制限は、利用しづらいです。
- ・通院の日生活介護の事業所に協力してもらって、利用者送迎の前に病院受付に診察券を出してもらっている（少しでも病院にいる時間を減らすため）。割安な移送サービスを含めてサービス提供してくれる事業所が限られ、週3回の通院を全てヘルパーで賄うことができず、週1回は生活介護の事業所に協力してもらっている。

- ・1人だと通院すること自体が億劫になってしまうが、ヘルパーに訪問してもらい一緒に行くことにより通院が定期的に出来ている。
- ・グループホームで生活していても通院介助が利用できる時間、回数を増やして欲しい。
- ・通院介助は使わず自分で運転して行く。家族が同行するが、通院介助は、二人は乗せられないようなので、しかたなく運転して行く。
- ・以前はタクシーで病院へ行っていたが、現在は病院の送迎があり助かっている。
- ・移動支援事業を利用して通院やその他の用事のために外出しますが、前もって予約したときはいいのですが、何かのことで急に必要になったときなどは利用できないことがあるので、そういう時は福祉タクシーなどを利用して対応しています。車いすのまま乗り降りできる福祉車両、介助などをしてくれる事業所や職員の方がもっと増えるといいと思っています。
- ・一人では外出できないので、この制度があり、とても助かっています。
- ・介護移送サービス業者の利用が主であるが、予約が取れず困っている。また遠方への送迎は不可能であり、介護タクシー等の利用で多額の金額がかかる。業者の数やサービスの質を高めて欲しい。
- ・交通費（福祉タクシー）の料金が高額で大変です。施設からの通院時も通院等介助を利用できればうれしい。
- ・通院については通所の生活介護にほぼ任せている。
- ・通院時の院内の移動に大変苦労しています。
- ・通院等介助では、家族への負担を減らすことができ助かっています、ヘルパーさんに希望することを口頭で伝えることができ、不安が軽減できて安心して利用させてもらっています。
- ・定期受診については移乗や診察時の介助、ほぼ対応していただいています。急に体調が悪くなり、当日今から…となるとヘルパーの事業所の方も対応が難しい時もあるので、日頃から複数の事業所のお世話になり助けていただいています。急な通院などの時、ヘルパーさんの事業所に有償車両があり対応していただければ、今以上に安心できます。
- ・突発的な通院や、利用時間外や時間超過の通院でのヘルパーさんのサービス提供をもっと利用しやすくしてほしい。
- ・病院に行く日は仕事を休んでいる。
- ・病院の送迎バスを利用して通院している。バス時間に合わせてヘルパー訪問を決めている。